

登録が可能である。その実例としては、上海振青実業発展有限公司海斯靴業分公司（以下は「出願人」という）の「格拉芙 GRAF」商標出願事件である。出願人は25類目の靴品目で「格拉芙 GRAF」を商標出願したが、当初、商標局は同商標が他人の氏名権を侵害することを理由として拒絶した。出願人は「GRAF」（中国語では「格拉芙」という）が英語系及びラテン系国でごく普通の姓であり、特定の誰かを指すわけでもないため、侵害とならないと反論し、商標審査委員会に覆審を申し立てた。商標審査委員会は出願人の意見に同意し、「格拉芙 GRAF」の商標出願を登録査定したという。

- (3) 以上のように、氏名権が商標権より優先に保護されるのは明らかである。しかしながら、氏名権は一身専属的な権利であるため、権利者の死亡とともに消滅する。本件では、李星三が本件提訴前にすでに死亡したため、李星三が享有した「李福寿」という姓名の氏名権も消滅した。北京市第一人民法院も中級法院もこのような理由で原告の姓名権侵害請求を棄却した。
- (4) 慰謝料の請求について、それは、李福寿の氏名権の侵害を介して原告の人格的法益（死者に対する敬愛追慕の情）が侵害されるという理由である。判決は、本件では結論として原告の請求を認めなかった。それは、被告の「李福寿」社名使用や商標登録行為が、「李福寿」という姓名を侮辱や誹謗したり、社会公共利益を侵害していないからである。

6. 企業へのメッセージ

商標権と氏名権の保護期間は異なる。氏名権の保護期間は権利者の生存期間に限られる一方、商標権には更新があれば永遠に続けられる。従って、有名人の氏名権を永遠に保護するためには、商標として登録しなければならない。

以上

【事例】商標侵害事件

1. 事件の性質

商標権侵害行為と不正競争防止法違反

2. 事件名、争点

事件名：著名商標“報喜鳥”の商標権侵害事件

争点：著名商標の侵害行為

3. 書誌的事項

第一審：温州市中級人民院

原告：報喜鳥集团有限公司、報喜鳥服飾株式有限公司

被告：樂清市大東方制衣有限公司、香港報喜鳥株式有限公司

第二審：浙江省高級人民法院

原告：報喜鳥集团有限公司、報喜鳥服飾株式有限公司

被告：樂清市大東方制衣有限公司、香港報喜鳥株式有限公司

4. 事件概要

（1）事実概要

報喜鳥集团有限公司（以下「報喜鳥グループ」という）は“報喜鳥”の文字とローマ字表記および図案につき、それぞれ1997年1月7日、7月28日に、洋服、靴、ネクタイ等の第25類の商品につき商標登録を行った。2001年7月、報喜鳥グループはその子会社である浙江省報喜鳥服飾株式有限公司（以下「報喜鳥公司」とする）にこれら商標の独占的使用を許諾した。また報喜鳥グループは別途2000年9月7日に上記商標3種を組み合わせた商標を登録しており、この組合せ商標は、2002年3月に著名商標の認定を受けている。

2000年8月、浙江省樂清市の黃錦樓、黃小琴は、香港において、香港報喜鳥株式有限公司（以下「香港報喜鳥」）を登記設立した。同年9月、香港報喜鳥は樂清市大東方制衣有限公司（以下「大東方公司」）に対し、樂清市における“德派”ブランドの衣類の委託制作、加工、販売に係るライセンスを与えた。大東方公司是、商品のタグ等に“香港報喜鳥株式有限公司”、“香港報喜鳥”等の文字を付した“德派”ブランドの洋服の製造と販売を行った。大東方公司是また、他人に香港

報喜鳥の名義で“徳派”ブランドの衣類を販売する専門店を開設させた。

2001 年 11 月、報喜鳥グループと報喜鳥公司は、大東方公司与香港報喜鳥の行為が不正競争行為に当たるとして人民法院に提訴し、1) 権利侵害行為の停止、2) 公開謝罪、3) 原告の経済損失 700 万元及び調査と訴訟に要した合理的費用 10 万元の賠償を請求した。

(2) 一審判決

温州市中級人民法院は、民法通則、不正競争防止法、商標法の関係規定に基づき、2002 年 7 月 23 日に以下の判決を下した。

- 一、 香港報喜鳥は判決の発効後直ちに大東方公司に対するその企業名称使用の授權行為を停止する。
- 二、 大東方公司は“報喜鳥”の文字を付した衣類の生産、販売及び他人に香港報喜鳥“徳派”専門店を開設させる行為を停止し、かつ香港報喜鳥“徳派”ブランドの在庫製品を廃棄する。
- 三、 大東方公司、香港報喜鳥は判決の発効日から 10 日以内に、報喜鳥グループに対して経済・商業上の名声の損失人民元 30 万元を、報喜鳥公司に対しては同人民元 20 万元を連帯して賠償する。
- 四、 大東方公司、香港報喜鳥は判決の発効日から 10 日以内に、両原告に対して共同で本件の合理的な調査費用である人民元 45,370 元、香港ドル 4,000 元、新聞掲載費 34,400 元を連帯して賠償する。
- 五、 大東方公司、香港報喜鳥は判決の発効日から 10 日以内に、全国レベルの新聞に声明を掲載し、原告に対して公開謝罪を行う。
- 六、 原告による香港報喜鳥に対する“報喜鳥”商号の使用停止請求を棄却する。

大東方公司はこの一審判決を不服とし、浙江省高級人民法院に上訴した。

(3) 二審判決

浙江省高級人民法院は、審理を経て以下のように認定し、2002 年 12 月 12 日に判決を下した。

“報喜鳥”は、報喜鳥グループ、報喜鳥公司の商号及び登録商標として、1998 年著名商標に認定され、“報喜鳥”の文字、図案、ローマ字表記による組合せ商標は 2002 年に著名商標に認定されている。これらの事実から、報喜鳥グループと報喜鳥公司が独自のポリシーによるマーケティング、宣伝広告及び品質向上・保証等の方法により、“報喜鳥”ブランドの高い知名度を獲得したことが分かる。同ブランドの評判は高く、市場潜在力も大きい。報喜鳥グループと報喜鳥公司の権利は、中国民法通則、不正競争防止法のみならず中国商標法の保護をも受けるものである。

香港報喜鳥は、報喜鳥グループと報喜鳥公司の登録商標“報喜鳥”と同一の文字をその企業の商号とし、かつ大東方公司にライセンスし同種の商品上に使用させた。大東方公司はその製品の目立つ位置に“報喜鳥”の文字を付し、消費者の誤認を招き、報喜鳥グループ・報喜鳥公司の登

録商標専用権を侵害した。

黄錦楼、朱小琴は、報喜鳥グループ、報喜鳥会社と同じ温州市行政管轄区内に属しており、両氏が“報喜鳥”ブランドの著名性を知りつつ、法律の適用を回避するため、香港で“報喜鳥”の商号を使用して会社を登録設立した意図は明らかである。また、大東方会社も同じ衣類製造業者である以上、“報喜鳥”ブランドの知名度を当然知っており、高い利益を追求するために、香港報喜鳥の委託を受け、生産・販売、香港報喜鳥“徳派”ブランド専門店の開設の委託を行ったと認められる。両被告は、消費者が“香港報喜鳥”の表示を見て、当該製品が報喜鳥グループ・報喜鳥会社の関連企業により製造されたものと容易に誤解するであろうことを明らかに認識しており、その“フリーライド”の意図は明白である。同時に、このような行為は消費者を混同させ、誤認による購買を促し、“報喜鳥”の商標としての機能を劣化させている。権利者の市場における優先的地位を利用し、そのマーケットシェアを奪う行為は、明らかに民法通則第4条に規定される信義誠実の原則、及び市場取引における商業道德に違反し、不正競争行為を構成するものである。

本件の場合、権利者の損失または権利侵害者の獲得した利益の金額の確定が困難なため、権利者の要求に基づき、定額賠償法を採用し権利者の損失額を確定する。原審法院が“報喜鳥”商標の知名度、権利侵害者の故意過失の程度、権利侵害期間の長短及び地理的範囲等の要素を十分考慮して決定した権利者の損失額は、適当である。被告は本件において共同で権利侵害を行い、原告の商業上の信用を損ね、経済上の損失をもたらしたため、連帯して賠償責任を負わなければならない。上訴を棄却し、原審判決を維持する。

5. 解 説

本件は、中国の著名商標を企業名称の一部とする企業を香港に設立し、その香港企業から中国国内の企業にライセンスを与える形で侵害製品を製造・販売したというケースである。以下、中国における著名商標の認定について説明する。

「中華人民共和国商標法」（以下「商標法」）では、著名商標に通常の商標よりも強度な保護が与えられている。まず商標法第13条第1項では、中国未登録の国外著名商標について、同一・類似商品上に無断で商標登録を行う、または無断で使用する行為を禁止している。また同第2項では、中国で登録された著名商標について、使用される商品の分類に関わらず、他人の商標登録や使用を禁止している。このような著名商標としての保護を享受するには、関連部門より著名商標としての認定を受ける必要がある。

現在、著名商標の認定にはケースバイケースによる認定方法が取られている。著名商標認定の具体的な手続きについては、2003年4月17日に国家工商行政管理総局より公布、同年6月1日より施行の「著名商標認定及び保護規定」に規定されている。同規定第4条では、登録商標の権利者が、他人の商標の登録、または他人の商標侵害行為が商標法第13条の規定に違反すると認める場合は、関連部門に異議を申し立てる際にその商標の知名度を証明する関連資料を提出することができると定めている。資料を受理した部門は、それが商標法第13条の規定に違反する状況で

あるか否かを審理した上で、全ての資料を商標局に送付する（第 6 条）。商標局は当該資料を受領した日より 6 ヶ月以内に当該商標が著名商標か否かを認定する（第 8 条）。著名商標として認められなかった場合、その認定の日より一年以内は、当事者は同一の商標につき同一の事実・理由に基づく著名商標認定の請求を行うことはできない（第 9 条）。なお、商標の審査においては、商標法第 14 条に列挙される以下の要素が全面的に考慮される。

- ① 関連する公衆の、当該商標に対する認知度
- ② 当該商標の継続的な使用期間
- ③ 当該商標の宣伝活動の継続期間、程度、地理的範囲
- ④ 当該商標の著名商標としての保護の記録
- ⑤ 当該商標が著名であることのその他の要素

これらの規定より、著名商標の認定が、それぞれの案件の事情を考慮した具体的な審査方法により行われていることが分かる。

著名商標として認められれば、損害賠償の請求の際にも、権利者により有利な算定が行われる可能性が高い。商標法第 56 条第 2 項に定められる通り、商標侵害行為によりもたらされた権利者の損失または侵害者の得た利益の確定が困難な場合は、人民法院により、情状に応じて 50 万元以下の法定賠償額が決定される。本件における賠償額も、人民法院が「商標の知名度、権利侵害者の故意過失の程度、権利侵害期間の長短及び地理的範囲等の要素を十分考慮して」算出したものである。よって、賠償額の算定が困難な事件において、侵害を受けた商標が著名商標であることを証明できれば、著名商標としての価値もその分高く評価され、また侵害者が被害者の商業上の名声や地位を利用して利益を得ようとするいわゆる“フリーライド”の意図も容易に証明し得ることとなる。これらの要素が人民法院の賠償額算定において有利と働くことは言うまでもない。

なお、本件において原告が費やした、人民元 45,370 元と香港ドル 4,000 元の調査費用、並びに新聞紙上の声明掲載費 34,400 元について、人民法院は原告の請求を認め、被告に対し全額の補償を命じている。これは、商標法第 56 条 1 項の賠償額には「被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出」を含むという規定に基づき原告に補償が与えられたものである。最高人民法院の「商標民事紛争事件の審理に係る法律適用の若干問題に関する意見」第 17 条でも、商標法にいう「合理的な支出」とは、「被侵害者または委託代理人の侵害行為に関する調査費用、証拠収集費用を含む」と規定されている。この「合理的な範囲」についてはこれ以上の具体的解釈はないが、本件では原告の費用に係る請求が全て「合理的」と認められており、注目に値する。

6. 企業へのアドバイス

以上の分析より、商標侵害事件において、自社の商標が著名商標としての認定を受けられるか否かは、行政・司法の両面において大きな意義を有していることが分かる。注意が必要なのは、現行の商標法における著名商標の認定は、上述のように商標法第 13 条の違反行為に対し行政・司法によるエンフォースメントを行う際にはじめて考慮されるという点である。よって、侵害行為の発見後にすみやかなクレーム提起ができるよう、著名商標の認定資料については、予めある程

度の準備をしておくことが望ましい。その際、本件の“報喜鳥”のように、既に著名商標としての認定を受けている商標であれば証明は容易であるが、侵害を受けた商標が中国で登録されていない場合、または自国では著名でも中国ではまだそれほどの知名度を有していない場合には、より慎重な証明が必要となる。中国で未登録の商標であっても、証拠一つで原審判決を覆し、二審判決において商標の著名性が認められ、損害賠償を勝ち取ったという裁判例もある（韓国韓信機械工業株式会社の青島市における“HANSHIN”商標侵害訴訟）。著名商標としての保護を得るためには、このような前例や現行規定を十分研究し、慎重かつ幅広い証拠資料を準備することが必要である。

以上

【事例】

1. 事件の性質

商標権侵害行為及び不正競争行為に対する差止め並びに損害賠償請求

2. 事件名、争点

事件名：商標権侵害及び反不正競争法違反事件

争点：

- (1) 被告らが被告図形商標を自社製品に使用した行為は原告商標権の侵害に該当するか否か。
- (2) 被告吉利会社が原告の文字商標を被告自動車の販売活動において表示した行為は、原告商標権の侵害に該当するか否か。
- (3) 被告らが被告製品の広告及び販売活動において使用した表現は原告商標権の侵害又は不正競争行為に該当するか否か。
- (4) 原告の登録商標は著名（馳名）商標に該当するか否か。

3. 書誌の事項

第一審：北京市第二中級人民法院

原告：トヨタ自動車株式会社

被告：浙江吉利汽車有限公司

被告：北京亜偉辰業銷售中心

出典：中国法院網（<http://www.chinacourt.org>）等

4. 事件概要

(1) 事実概要

トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）は、中国において、自動車及びその部品、タイヤの商品区分で図形商標（以下「トヨタ図形商標」という）及び「丰田」（「豊田」の中国簡体字表示）、「TOYOTA」という文字商標を有している。

被告浙江吉利汽車有限公司（以下「吉利公司」という）は、自動車、発動機等の製

造販売を主たる業務としている会社である。吉利公司是、中国において、自動車の商品区分で図形商標（以下「美日図形商標」という）及び「美日」という文字商標の使用権を有している。

吉利公司の前身である寧波美日汽車製造有限公司 が製造した自動車の正面、後尾、方向盤、車輪軸外面に美日図形商標が嵌め込まれている（以下当該自動車を「係争美日車両」という）。

一方、係争美日車両の使用説明書には「丰田汽車公司生産の 8A 型発動機を搭載した」、「天津丰田汽車発動機公司生産の 8A 型発動機を搭載した」との記載があり、宣伝パンフレットには、係争美日車両の発動機は“TOYOTA” 8A（8A-FE）である旨が記載されていた。また、寧波美日汽車製造有限公司は、新聞広告上でも「トヨタの動力心を動かす価格」「日本 TOYOTA8A—FE 発動機を搭載した」との新聞広告を行った。

天津丰田公司是、トヨタと中国天津汽車工業總公司が設立した合資会社であり、トヨタは天津丰田公司に対し、中国国内において独占的に 8A-EF 型発動機の製造技術を提供した。吉利公司是天津丰田公司との供給契約に基づき 8A-EF 型発動機の供給を受けていた。当該 8A-EF 型発動機の分電器、発電機等上に“TOYOTA”の商標が付され、発動機の側面には、8A 型エンジン、天津丰田公司、TTIM 及び天津丰田公司的図形商標が表示されていた。

北京亜偉辰業銷售中心（以下「亜偉辰業中心」という）は、自動車、自動車部品等の販売を主たる業務とする会社であり、係争美日車両の北京總代理店である。亜偉辰業中心は、係争美日車両の宣伝を行う際「トヨタ 8A 発動機」、「美日汽車搭載 TOYOTA-8A エンジン」との表示を使用した。

（２） 原告の請求

原告トヨタは以下のとおり主張し、被告らの侵害行為の停止及び被告らの侵害行為による原告の損害 13,920,000 元及び原告が被告らの侵害行為を制止するために要した合理的費用 150,000 元の賠償を求めた。

被告吉利公司的美日商標及びトヨタの文字商標の使用はトヨタの商標権を侵害すると共に、不正競争行為を構成する。被告吉利公司及亜偉辰業中心が係争美日車両の販売活動において使用した「美日自動車 トヨタの動力」「トヨタ 8A 発動機」「技術（参数）TOYOTA-8A」などの宣伝文句は消費者を誤認混同させ、信義誠実の原則に反し、又同時に不正競争行為を構成する。トヨタの図形商標及び文字商標は馳名商標に該当する。

（３） 被告吉利公司的答弁

被告吉利公司は以下のとおり反論し、請求の棄却を求めた。

美日図形商標とトヨタ図形商標は客観的に非類似であり、二つの図形商標は設計理念、図形が含有する意味が異なるだけではなく、図形の基本結合上、視覚効果上も全く異なるものである。係争美日車両とトヨタの自動車は市場において異なる地位を占めており、関連する公衆が高級消耗品である自動車の購入をする時の慎重な態度、及び自動車を購入する時に考慮する価格、品質、外観、メーカーなどの主要な要因を考慮すると、誤認混同を生ずることはあり得ない。実際、関連する公衆が係争美日車両をトヨタの自動車と誤認混同した事例など一つもない。被告が美日図形商標を使用することは商標権侵害に該当せず、不正競争行為も存在しない。係争美日車両が8A 発動機を搭載しているという宣伝は真実であり、商業習慣にも合致している。また、原告の文字及び図形商標は馳名商標と認定されるべきではない。

(4) 被告亜偉辰業中心の答弁

被告亜偉辰業中心は以下のとおり反論し、請求の棄却を求めた。

美日図形商標とトヨタ図形商標は客観的に非類似である。

被告は販売活動において、人の誤解を招く虚偽宣伝を行ったことはなく、購入者に係争美日車両の発動機の状態について説明を行っただけであるから、「TOYOTA-8A エンジン」との表現は不正競争行為に該当しない。8A 発動機は原告と天津汽車発動機会社が製造した発動機であり、「丰田8A 発動機」は、天津丰田会社が発動機に冠し、かつ対外的に使用していた名称である。

(5) 1 審判決の要旨

- ① 原告のトヨタ図形商標と吉利公司の使用する美日図形商標を対比すると、両者の外部輪郭は楕円形をしている。但し、前者（トヨタ図形商標）の楕円形内部は三本の弧線で構成され、内部の線が太いのに対し、外部の線は細く、また、内部の横、縦の二つの楕円形の造型が突出しており、全体の結合は簡単である。一方、後者の楕円形内部は5本の弧線で構成され、内外部の線の太さは同じであり、かつ、内外部の線の組合せは「美」の字の中国語発音の第一字母である「M」と漢字の「日」の芸術的に変形させたものであり、全体の構造も比較的複雑である。

両者の図形商標を隔離観察により対比し、上述の関連する公衆の一般的注意力を斟酌すると、両者は全体的な視覚上比較的大きな差異が存在し、当該図形商標の主要部分である線の結合が同一でないことも明確であり、関連する公衆が両者を混同することはあり得ない。

確かに、トヨタの図形商標はトヨタの自動車の標識として比較的高度な顕著性及び知名度を有している。しかしながら、関連する公衆を基準にしてみると、自動車の外観形状、配置、性能及び中国本土で生産されたものか、外国或いは合資企業で生産されたものか等の重要な点については、一定の認識レベルがあり、また、両方

の図形商標を標識とする自動車製品の市場で占める地位、価格等には明確な差異があり、そのため、消費者が美日商標が標識する係争美日車両の生産地を誤解したり、トヨタ図形商標により標識されるトヨタ自動車との間に特別な関係が存在すると誤解したりすることは有りえない。

よって、被告吉利会社が係争美日車両上に美日図形商標を付する行為は、原告の商標権に対する商標権侵害を構成しない。

- ② 吉利会社が係争美日車両の宣伝において使用した「丰田」「TOYOTA」文字は、係争美日車両が装備している発動機が有する性能、出所について説明を行っているものであり、消費者に対し、自動車に配備された主要な部品の技術、製造等の出所について説明するものである。これは、もって消費者の自動車製品の基本的な内容を理解する一助とするものであり、この種の自動車製品の配置についての紹介または説明の方式は商習慣に合致している。

吉利会社は、「丰田」「TOYOTA」の文字を係争美日車両の商品表示として使用したものではないし、「丰田」「TOYOTA」の文字が係争美日車両或いは吉利会社の標識として用いられたものでもなく、「丰田」「TOYOTA」の商標権に対して損害を与えていない。

よって、吉利会社の上述の行為は、原告の商標権侵害に該当しない。

- ③ 我が国の反不正当竞争法が定める不正当竞争行為とは、経営者が法律の規定に違反し、その他の経営者の合法的利益を害し、社会経済秩序を混乱させることをいう。経営者は広告或いはその他の方法を利用してその商品の品質、製造成分、性能、用途、有効期限、産地等について、消費者の誤解を生じしめる虚偽宣伝行為をしてはならない。法律の定める虚偽宣伝とは故意に実際と異なる情報を散布することである。

吉利会社が、係争美日車両の販売交渉中において、「丰田」「TOYOTA」の文字を表示したこと及び「トヨタの動力 心を動かす価格」「日本 TOYOTA8A—FE 発動機を搭載した」と表現したこと、又使用説明書において「丰田汽车公司」との表現を使用したことは、一定の誇大的性質を有し、当該行為は不当である。

しかしながら、当該行為は、我が国の法律が定める製品の性能、用途等について消費者の誤認を引き起こす程度には至っておらず、自動車製品に関連する公衆が、これによって係争美日車両の発動機が日本本土で生産されたものであると誤認することは考えられず、かつ、8A 発動機の技術の実際の出所は原告トヨタ株式会社によるものであるから、当該行為は原告トヨタ株式会社のブランドイメージ対し、不利な影響を及ぼすものではない。また、原告の合法的利益に損害をもたらし、社会経済秩序を混乱させるものでない。

よって、吉利会社の上述の行為は、不正競争行為を構成しない。

④ 被告亜偉辰業中心の販売交渉で用いられた宣伝内容の出所は吉利公司である。吉利公司の当該行為は、原告の商標権侵害及び不正競争行為に該当しないという認定に基づき、被告亜偉辰業中心の当該行為もまた原告の商標権侵害及び不正競争行為を構成しない。

⑤ 我が国の商標法は、馳名商標について、登録商標と同一または類似した商標を、商品区分が異なるまたは類似ではない商品に対して使用し関連する公衆に誤認混同させることを禁じている。

しかしながら、本件においては、被告の使用した侵害商標が付された自動車製品と原告商標が登録されている商品は同一であるから、登録商標と同一又は類似の商品に使用された商標が関連する公衆の誤認混同を招くか否かを検討すれば足り、原告商標が馳名商標か否かを判断することがその前提となるものではない。

⑥ 以上の理由により、被告吉利公司及亜偉辰業中心の当該行為が原告の商標権侵害及び不正競争行為を構成すると原告の主張は成立せず、問う裁判所は、原告の被告吉利公司及亜偉辰業中心に対する侵害行為の停止及び損害賠償の請求を指示しない。よって、原告の請求を棄却する。

5. 解 説

(1) 商標の類似性判断の一般的基準

「商標の類似」とは、侵害対象商標と原告商標とを比較し、その文字の書体、呼称、観念又は図形の構図及び色彩、又はその各要素の組合せにおいて、全体的な結合が互いに近似しており、あるいはその立体的形状、色彩の組合せが近似しており、かつ関連する公衆に商品の出所に対して容易に誤認を生じさせ、又はその出所について原告登録商標にかかる商品と特定の関係を有すものと認識させることをいう⁵。

そして、人民法院は、類似の認定については次の原則に従うべきものとされる⁶。

① 関連する公衆の一般的な注意力をもって基準とする。

② 商標の全体を対比せねばならず、また商標の要部を対比しなければならない。対比は対象物を隔離的状态の下で対比し識別を行わなければならない。商標の類否判断は、保護が求められた登録商標の顕著性及び周知度を考慮しなければならない。

⁵最高人民法院《商標民事紛争案件の審理に適用される法律に関する若干の問題についての解釈》第9条第2項

⁶最高人民法院《商標民事紛争案件の審理に適用される法律に関する若干の問題についての解釈》第10条

- ③ 商標の類否判断は、保護が求められた登録商標の顕著性及び周知度を考慮しなければならない。

ここで、関連する公衆とは、商標標識にかかる当該種類の商品又は役務に関係を有する消費者及び前述の商品又は役務との営業間において密接な関連を有する他の経営者をいう⁷。本件における関連する公衆は、自動車の購入者又は使用者、販売業者、自動車修理その他のサービス提供する事業者である。

本判決は、自動車が高価格品であり、一般にその購入や使用の際には各製品のブランド、性能、価格、製造業者等について十分な比較検討を行い、購入後は自動車の使用、補修等を通じて当該自動車ブランド、製造メーカーについての認識と理解を深め、当該ブランドの系列ブランド製品に対し継続して注目すると指摘し、また、上述の販売業者は、往々にしてその経営する自動車ブランドに対し、一定の熟知度を有し、比較的高水準の知識を有すると指摘している。そして、この注意力の程度を基準として、対比判断を行い上述のとおり、美日図形商標とトヨタ図形商標の図形の類似性を否定した。

実際に両者の図形の構造を観察してみると、トヨタ図形商標と美日図形商標は、両者の外部輪郭が楕円形である点、また、内部に弧線が構成されている点では共通するが、判決で指摘されているとおり、内外部の線の太細、弧線の造型、それぞれの結合等は異なっている。図形商標の類否判断に関しては公表されている判例の蓄積は多くないため、参考として国家工商行政管理局商標局の編著による「商標審査実務」その他商標審査実務において例示された図形商標の類否の実例等と比較してみても、両者間の図形の構造の差異は小さいとはいえないように思われる。

(2) 商標としての使用

中国の商標法は、商標権者の許可なく、同一の商品又は類似の商品上に登録商標と同一又は類似した商標を使用することは商標権の侵害を構成すると定める（商標法第52条第1項）。本件では、吉利会社が係争美日車両の宣伝文言において「丰田」「TOYOTA」の文字を使用したことが、トヨタの文字商標の使用に該当し、商標権の侵害を構成するかが一つの争点となった。

商標の「使用」とは、その生産、製造、加工、選定又は販売にかかる商品、又は商品の包装あるいは容器、及び商品の取引文書に用いられることを含み、広告宣伝、展示及びその他の商業活動において商標が用いられることをいう（商標法实施条例第3条）。

形式的には、吉利会社が商品説明書、宣伝文言等の中で「丰田」「TOYOTA」の文字を使用したことは、「丰田」「TOYOTA」の商標の使用に該当する可能性がある。

⁷最高人民法院《商標民事紛争案件の審理に適用される法律に関する若干の問題についての解釈》第8条

しかし、この点について、本判決は、自動車販売における商業慣行を考慮した上で、商品説明書で用いられた各表現について商標としての使用とはいえない等として、商品の使用には該当しないと判示している。

商標の出所表示機能に着目し、実質的に見て、説明書等で使用した「丰田」「TOYOTA」の文字が、係争美日車両や吉利公司を識別する機能を有してないことから、商標権侵害行為に該当しないものと判断したものである⁸。

(3) 不正当竞争行為の成立要件

中国の反不正当竞争法2条は、不正競争とは、経営者が法律の規定に違反し、その他の経営者の合法的利益を害し、社会経済秩序を混乱させることをいうと定め、5条以下で具体的な不正当竞争行為を列举している。

反不正当竞争法9条は、事業者は広告又は他の手段を利用して、商品の品質、製造成分、性能、用途、有効期限、生産地等について、人の誤認を生じさせる虚偽の宣伝行為をしてはならないと定め、虚偽誇大宣伝を禁止している。虚偽宣伝とは故意に実際の状況と合致しない情報を公開宣伝し、購入者をして商品の又は役務について誤認を生じさせるあるいは生じさせるに足る不正当竞争行為であり、実質的に一種詐欺的な商行為を指すものと理解されている⁹。

本判決では、吉利公司の宣伝行為における各表現について、一定の誇大的性質を認めたものの、関連する公衆に誤認を生じさせる程度には至っていないとし、且つ、係争美日車両が搭載している8A型発動機の製造技術の出所はトヨタであるとして、反不正当竞争法2条の一般条項にも該当しないと判示した。

(4) 馳名商標の認定

トヨタは、トヨタ図形商標、「丰田」「TOYOTA」が馳名商標であることの認定を求め、宣伝資料等の様々な証拠を提出していたが、本判決では本件における商標権侵害の判断を行うに当たり馳名商標であるか否かの認定はその必要がないとして、各証拠は採用されず、事実認定も行われなかった。

6. 企業へのメッセージ

本事件は、中国の自動車業界において大きな注目を集めた。

⁸ なお、中国の商標法では、同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名称又は商品の表面装飾として使用し、かつ公衆に誤認を生じさせる場合、商標としての使用に該当しなくても商標権侵害を構成する（商標法52条第1項（5）、実施細則第50条）。本判決では、判決文中の理由では明確には触れられていないが、法律適用においては、上述の条文を踏まえた上で、原告の請求を棄却している。

⁹ 「反不正当竞争法及び配套規定の新解新釈」380頁
主編 黄赤東、孔祥俊、人民法院出版社

本件では、吉利会社が実際にトヨタの技術提供を受けた天津丰田会社の発動機を搭載していたことも重視されている。中国国内で展開するグループ企業同士の連携を図りながら、例えば、技術の供与や商標使用許諾等を行っている一定の製品については、当該会社と第三者との間の供給契約中に当該製品を使用した商品に関する表示・説明等についても規定を定める等してグループ全体の知的財産を守る方策をとることも今後の検討事項ではなかろうか。

以上

参考資料

1 トヨタ図形商標



2 美日図形商標



【事例】商標侵害事件

1. 事件の性質

商標権侵害行為・不正競争

2. 事件名、争点

事件名：著名商標“立邦”の商標権侵害・不正競争事件

争点：著名商標を企業名称の一部として登記する行為が商標権侵害行為・不正競争（商号侵害）行為を構成するか

3. 書誌的事項

第一審：武漢市中級人民院

原告：立時集団国際有限公司

被告：武漢立邦塗料有限公司

第二審：湖北省高級人民法院

上訴人：武漢立邦塗料有限公司

被上訴人：立時集団国際有限公司

4. 事件概要

（1） 事実概要

立時集団国際有限公司（以下「立時集団」という）は、1993 年、1997 年にそれぞれ日本ペイントの“N”の商標と“立邦漆”（注：「日本ペイント」の中国名）の文字及び図形商標を第二類（塗料・染料・顔料）を指定商品として登録し、また 2002 年には“立邦”及びその文字・図形からなる商標を第二類を含む 22 種類の商品を指定して登録している。立時集団は 1992 年の設立以来、3 社の独資企業、2 社の合併企業、並びに全国 22 都市に日本ペイントブランドの製品を販売する事務所を設立しており、それぞれの企業はこれまで、広告やマーケティングに多額の投資を投入してきた。その結果、1994 年に 2480 万元であった塗料製品の年間売上高は、2001 年には 7.8 億元に増加し、中国市場で相当なシェアを獲得するに至っている。

被告の武漢立邦塗料有限公司（以下「武漢立邦」という）は、建築用塗料、防水塗料製品の製造・販売を経営範囲とする企業で、2002 年 2 月に向方、向略民、陸偉建の三人により設立された。

その販売製品の包装や広告上には均しく“立邦”の字が使用されていた。

原告は、被告が“立邦漆”ブランドの広汎な知名度を知りながら、“立邦”の字を企業名称の一部として登記し、また“立邦”の字を付した塗料製品を製造販売する行為は、消費者の誤認を招き、原告の商標権を侵害するものであるとして、以下の請求を武漢市中級人民法院に提起した。

- ① 被告は侵害行為を停止し、“立邦”の企業名称を変更し、“立邦”の字を付した宣伝資料や包装を廃棄処分せよ。
- ② 被告は原告の損失 50 万元を賠償せよ。
- ③ 被告は訴訟費用を負担せよ。

これに対し、被告の武漢立邦は、①武漢立邦は合法的に設立された企業であり、その企業名称も法の保護を受ける、②原告の商標は著名商標の認定を受けていないため、著名商標としての保護を受けない、③原告の提起した 50 万元の賠償額は根拠に欠け成立しない、という三点をもって抗弁した。さらに、中国の現行法では他者の商標を企業名称として登記してはならないという禁止規定はないため、被告が原告の商標を含む企業名称を登記した行為も、原告商標権の侵害行為を構成するものではないとして、人民法院に対し原告の請求を棄却するよう要求した。

（２）一審判決

武漢市中級人民法院は、それぞれの争点につき審理を行い、以下の通り判決した。

まず立時集団の“N”、“立邦漆”、“立邦”の商標に関し、これらは国家工商行政管理局の著名商標としての認定を受けていないが、商標としての使用期間は 10 年近く、また商標の宣伝広告活動も全国規模で継続的に行われており、これまで宣伝広告に投入された費用は数億元にのぼる。関連製品の売上高は年々増加しており、消費者の評判も高い。これら要素を考慮し、「中華人民共和国商標法」第 14 条の規定に基づき、原告の“立邦漆”等の商標を著名商標として認定する。

次に、被告の企業名称に関し、原告の商標登録が 1993 年、1997 年、2002 年 1 月であるのに対し、被告企業は 2002 年 2 月に設立されている。企業名称と商標権の抵触時に適用すべき“先行権利の原則”に基づき、原告の商標権は先行権利としての法的保護を受ける。また、被告は原告と同様、塗料の製造販売を営む企業であるため、“立邦漆”ブランドの知名度を認識していたことは明らかであり、その“立邦”を商号として使用する行為には、原告商標の知名度を利用しようとする“フリーライド”の意図が認められる。被告の当該行為により、実際に消費者の混乱と誤認がもたらされており、原告の権益も侵害を被った。当該行為は、商標権侵害のみならず、不正競争防止法第 2 条の違反を構成するものである。

また、武漢立邦の企業名称は、消費者を「武漢立邦は立時集団から授權を受けた関連企業か、または同一の市場主体である」と誤認させ、商品の出所についても混乱を招くものである。被告は企業名称の登記時に、自主的、平等、公平、信義誠実の原則及び商業道德を遵守せず、商標登録者に損害を与えており、その行為は「商標法」第 52 条 5 項の規定に違反するため、法的責任を負う。よって、被告の「企業名称の登記は審査認可を経たものであるため、侵害行為は存在しない」という主張は成立しない。

最後に、立時集団への賠償額であるが、立時集団は侵害行為により被った損害または武漢立邦の得た違法利益の挙証が不可能であるため、法定賠償額である 50 万円を請求している。これについては、「商標法」第 56 条 2 項の規定に合致するが、規定では 50 万円が上限とされているため、実際の情状に基づき賠償額を算定する必要がある。まず被告の主観的意図であるが、被告は企業名称登記時に、その予備として「漢高」、「海爾」、「宣威」等の著名ブランドを含む名称を同時に申請しているが、この事実からも、被告の侵害行為にかかる故意が認められる。但し、武漢立邦の設立は 2002 年 2 月であり、侵害の期間は短く、またその侵害の影響も不明確であるため、本院は賠償額を 8 万円と算定する。

以上より、原告立時集団の登録した“立邦漆”等の商標は著名商標であり、被告武漢立邦の企業名称登記行為は原告の登録商標を侵害すると認められるため、「民法通則」第 118 条、第 134 条 1 項 1 号、7 項、「商標法」第 52 条 5 項、第 56 条 2 項、「民事訴訟法」第 128 条の規定に基づき、以下の通り判決する。

- ① 被告は判決発効日の翌日に企業名称を変更せよ。但し新しい企業名称には“立邦”の商号を使用してはならない。
- ② 被告は判決の発効より 10 日以内に、“立邦”の字を付した製品包装及び宣伝資料を廃棄せよ。
- ③ 被告は判決発効より 10 日以内に、原告に 8 万円の損害賠償を支払え。
- ④ 原告のその他の請求を棄却する。

なお、本件の 10010 元の訴訟費用は被告が負担する。

(3) 二審判決

武漢立邦は一審判決を不服として、湖北省高級人民法院に上訴した。二審では、武漢立邦は①本件は企業名称の登記管理機関である工商行政管理局での処理を先に経るべきであり、その処理を経ずに法院の行った審理は無効である、②著名商標の認定部門は工商行政管理局であり、法院が原審で行った認定は誤りである、③企業名称の登記管理は工商行政管理局の職責であり、法院はその権利範囲を越えて企業名称の取消を命ずることはできない、の三点を主張し、原審判決の取消を請求した。

これに対し二審法院である湖北省高級人民法院は、まず企業名称中に“立邦”の商号を使用する行為が侵害行為に該当するか否かについて、原審の審理に不適當な点はないとした上で、塗料業に従事する武漢立邦が、同業界で高い知名度を有する“立邦”商標を企業名称の一部に使用し、消費者の誤認をもたらした行為には、明らかに原告の著名性に便乗しようとするフリーライドの意図があると認めている。次に、原審法院の採用した手続きに関し、二審法院は「商標法」第 53 条では「商標権侵害紛争については、当事者は人民法院に提訴することも、工商部門に処理を請求することもできる」との規定があり、法律はその順序について特に定めを置いていないとし、原審法院による審理を適當と認めた。但し、原審法院の行った企業名称の取消命令については、企業名称の登記及び管理は人民法院の審判の範囲外であるため、原審法院が直接武漢立邦の企業

名称の変更を命令するのは不適當であり、是正が必要であるとし、この点に関して上訴人武漢立邦の主張を認めた。最終的に、二審では以下の判決が下された。

- ① 原審判決第1項（企業名称変更命令）を取り消す。
- ② 武漢立邦は判決の発効日より、その所有する製品、包装、宣伝資料及びその他の経営活動において“立邦”の文字を使用してはならない。
- ③ 原審判決2項、3項を維持する。

なお、一審、二審の受理費用は武漢立邦の負担とする。（確定）

5. 解 説

（1）登録商標と企業名称の抵触に係る法律規定

本件は登録商標と企業名称の抵触をめぐる裁判例であるが、近年、本件のように他人の登録商標を企業名称の一部として登録し、商号として使用したことに係る紛争事件が数多く発生している。これら行為は、知名度の高い他人の商標を自社の企業名称の一部として登記することにより、その商標侵害行為を正当化しようとする悪意ある行為であり、中国でも不正競争行為・商標権侵害行為として認識されている。

これら侵害事件の処理方法を明確にするため、国家工商行政管理局は1999年4月に「商標と企業名称に関連する若干問題の解決に関する意見」（以下「企業名称問題意見」）を公布している。同意見第5条では、法により制止されるべき行為として、「(i)他人の企業名称の商号と同一または類似の文字を商標として登録し、企業名称所有者と商標登録者につき公衆に誤認または誤解をもたらす行為、(ii)他人の登録商標と同一または類似の文字を企業名称の商号として登録し、商標登録者と企業名称所有者につき公衆に誤認または誤解をもたらす行為」を挙げている。これら行為に対しては、「企業名称登記管理規定」に基づき、工商局に是正を請求することができる。その際は、当該行為が以下の前提条件を満たしていることが要件となる。

- ① 商標と企業名称が混乱をもたらし、既存の権利者の合法的權益を損害していること。
- ② 商標が既に登録されており、また企業名称が既に登記されていること。
- ③ 商標登録日または企業名称登記日から5年以内に提出された請求であること（既に請求を提出したが未処理のものを含む）。但し、悪意による登録・登記についてはこの限りでない。

なお、侵害を受けた商標が著名商標である場合には、「著名商標認定保護規定」第13条の「著名商標を他人が企業名称として登録している場合、当該名称の取消を企業名称登記機関に請求することができる」という規定に基づき、工商局に企業名称の登記取消を請求することができる。但し、その際には、請求時に侵害を受けた商標が著名商標であることを示す資料を提出する必要がある。具体的には、(i)当該商標に対する公衆の認識の程度、(ii)商標の使用継続期間、(iii)商標の宣伝に要した時間、程度、地理的範囲、広告の方式、媒体の種類、投入量、(iv)著名商標として保護を受けた中国内外の記録、(v)商標の主要製品の過去三年間の生産量、販売量、販売地

域の、5項目を証明する資料とされている（「著名商標認定保護規定」第3条）。

（2） 現行法における問題点

登録商標と企業名称の抵触をめぐる紛争には、上述の「商標法」、「企業名称問題意見」、「企業名称登記管理規定」、「著名商標認定保護規定」等の規定が適用され、これら規定に基づき処理される事件も年々増えつつある。しかしながら、実務においては、人民法院が工商局において登記されている企業名称を直接変更することができるのか、著名商標ではない商標でも登記済み企業名称に対するエンフォースメントが可能なのか、さらに、地方ごとに保護を受ける企業名称と、全国規模の保護を受ける商標権の抵触問題をいかに解決すべきかなど、いまだ各地の人民法院や工商局の間で共通の認識に至っていない問題点も多い。

特に、人民法院が商標権侵害を理由に被告に企業名称変更を命令できるか否かについては、各地の人民法院間で異なる判決が存在し、実務の混乱を招いている。例えば本件の場合、一審では法院により企業名称変更命令が下されたが、二審では「企業名称の管理は法院の管轄外」として、当該判決が取り消されている。逆に、2003年5月の上海市の“HOYA”商標権侵害事件では、一審の上海市第一中級人民法院が原告による企業名称変更命令の請求を棄却したのに対し、二審の上海市高级人民法院がこれを認めたという裁判例もある。この点に関しては、全国でいまだ統一적인見解がなく、議論も錯綜しているため、国家工商行政管理局や最高人民法院による規定・解釈の早急な公布が待たれるところである。

6. 企業へのアドバイス

全国的に統一管理され、登録までに一定の審査と公告を要する商標と異なり、大部分の企業名称は地方ごとに管理され、その審査基準も商標登録ほど明確ではないため、全く資本関係のない中国の企業が、著名な日本企業の商号をその企業名称に使用していたというケースは、現在でも少なくない。

上述の通り、企業名称登記に係る異議は何人も工商局に申し立てることができるため、一定のリソースは確保されていると言える。但し、その異議申立ての期間が登記日より5年間と制限されている点については注意が必要である。悪意による登記の場合当該制限は適用されないとあるが、登記者の悪意の立証には、当該商標が著名商標であり、登記申請者に当該商標の知名度を利用して利益を得ようとする所謂“フリーライド”の意図があったことを証明する必要があり、中国において相当な知名度を有する商標でない限り、立証には一定の困難が伴うと思われる。

やはり望ましいのは、全国で登記される企業名称について、定期的にできる限りのモニタリングを行い、異議申立て期間中にすみやかなアクションを講じることである。近年では企業名称をオンラインで管理している地方も多いため、新たに登記された企業名称の閲覧も比較的容易となっている。また、単なる模倣事件と異なり、企業名称登記による侵害事件の場合、登記者が「企業名称は登記を経ているため合法」といった間違った認識を持っている場合が多い。そのような場合、まずは弁護士や専門家を通じて登記企業に対し警告・交渉を行うというアクションを取る

こともできよう。登記済みの企業名称に対する商標エンフォースメントには、登記者の規模や悪意の有無などの具体的な状況に基づき、慎重に、かつすみやかに対応していくのが望ましいと言える。

以上

【事例】

1. 事件の性質

著作権侵害

2. 事件名、争点

事件名：北京大学教授の陳興良氏と「中国デジタル図書館」ウェブサイトとの著作権侵害訴訟

争点：情報ネットワーク伝達権¹⁰について

3. 書誌的事項

第一審：海淀区人民法院

原告：陳興良（以下、「原告」という）

被告：中国デジタル図書館有限公司（以下、「被告」という）

出典：中国法院ネット (<http://www.chinacourt.org>)

4. 事件概要

(1) 事実概要

原告である陳興良氏は中国北京大学法学部に所属する有名な刑法学者で、「当代中国刑法新視界」、「刑法適用総論」及び「正当防衛」等刑法書籍（以下、「被侵害作品」という）の著作権者である。2001 年 12 月、原告は被告の「中国デジタル図書館」ウェブサイト（会費制会員のみ閲覧、ダウンロードできるインターネット上のホームページ）で、被侵害作品がアップロードされているのを発見した。原告は、被告が自己のウェブサイトにて被侵害作品をアップロードする行為は原告の情報ネットワーク伝達権を侵害すると主張し、2001 年 12 月、原告は海淀区人民法院に対し、著作権侵害を理由として、被告を相手取り、民事訴訟を提起した。原告は被告に対し、(i) 直ちに侵害行為を停止し、(ii) 40 万人民元の損害賠償金を支払い、(iii) 原告が侵害行為を制

¹⁰ 著作権法 9 条 1 項 12 号で、「即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利」と定義されている権利。さしずめ、日本の自動公衆送信権に類似。

止するために費やした8千人民元の費用を負担するよう求めた。

(2) 被告の答弁

- ①「中国デジタル図書館」ウェブサイトの設立目的は、公衆に必要な情報を与えることであり、主要な事業内容は図書館にある図書をデジタル化することである。従って、被告は公益事業であるため、原告の同意がないとしても、被告には侵害の意思がない。
- ②現在、被告は資金を投入し、著作権保護システムを開発している。
- ③文字になった作品の報酬につき著作権法に規定があるが、デジタル化された作品の報酬については著作権法にも規定がない。したがって、被告は原告の高額請求を受け入れられない。

(3) 一審判決

原告が指摘した侵害事実について、裁判官は2002年6月27日に下記の通り判示した。

- ①原告の著作権は、被侵害作品の創作時点から発生し、中国の著作権法により保護されている。この著作権に基づき、原告は他人の被侵害作品の使用を禁止することができる。但し、このような使用制限は、作品に接触した人数が増加することによって原告の権利行使に大きく影響を与えた場合にしか認められない。
- ②原告は出版社に被侵害作品の出版権を与えたが、こうした出版権は「紙」による出版に限られ、インターネット上の配布に及ばない。従って、原告の許可なくして被告が被侵害作品を「中国デジタル図書館」ウェブサイト上に掲載する行為は、原告のネットワーク上の著作権行使に影響を与えたと認めるべきである。
- ③図書館の機能は、作品を保存し、社会公衆に作品に接触する機会を提供することである。しかしながら、「接触」とは、特定の時間帯で特定の作品を特定の読者により特定の方法（例えば、貸出し）で行うことをいう。このような「接触」は、知識の伝達、社会文明の進歩に重要な意義を持つものであり、かつ著者の権利行使に与える影響が非常に少ないため、著作権侵害に該当しない。しかしながら、被告の「中国デジタル図書館」ウェブサイトは図書館という形で運営されているものの、ウェブサイト上の掲載という方式では、被侵害作品の接触時間、空間、方式及び人数等が拡大されてしまっている。
- ④被告は原告に合理的な報酬を取得させる適切な手段を講じなかった。
- ⑤以上の事実からみれば、被告の行為は、原告が許可した被侵害作品の接触範囲をすでに超えており、原告の情報ネットワーク伝達権を侵害していると認めるべきである。

以上の理由に基づき、海淀区人民法院は被告に対し、(i) ウェブサイトにおける被侵害作品のアップロードを停止し、(ii) 原告に8万人民元の経済損失を支払い、(iii) 訴訟費用4800人民元を負担するよう命じた。

(4) 上訴

海淀区人民法院の判決に対して被告が上訴したか否かについては、関連記事がないため、不明である。

5. 解 説

本件は、中国におけるデジタル図書館にかかわる紛争事件である。争点は、デジタル図書館による複製及びアップロードは、著作権法上の適正使用（fair use）に該当し、著作権者の「情報ネットワーク伝達権」の侵害にあてはまるか否かという点である。

2001 年 10 月 27 日に施行された中国新著作権法には、著作権者のインターネット上の「情報ネットワーク伝達権」が初めて認められた。著作権法 47 条 1 号によれば、「著作権者の許諾を得ずに、行為者はその著作物を複製、発行、実演、映写、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達してはならない」、また「以上の権利侵害行為が発生した場合、侵害者は著作権者に対して、侵害行為を停止し、影響を除去し、公開謝罪し、損害賠償する等の民事責任を負わなければならない」と規定されている。

一方、行為者の利用行為が著作権法上の適正使用に該当する場合、行為者は「情報ネットワーク伝達権」侵害の免責を得ることができる。著作権法上に認められた「適正使用」とは、個人的な学習・使用、著作物の紹介・評論、時事報道、教学目的、公務執行、図書館収蔵及び無償実演等である（著作権法 22 条）。ちなみに、中国の新著作権法では、日本の著作権法と同様に（米国著作権法などとは異なり）、適正使用（Fair Use）を包括的に適法とする規定は置いておらず、具体的な使用態様を限定列挙している。この著作権法 22 条によれば、図書館が陳列のため、又は版本の保存のために、当該館の収蔵する著作物を複製する場合は、著作権者の許諾を要さず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい（著作権法 22 条 8 号）とされている。しかしながら、ここで問題になるのは、上述の「複製」にデジタル化する行為まで含まれるか否かという点である。この点について、著作権法には明確な規定がない。

本件では、被告の「デジタル図書館」は営利目的（会員は会員費を支払わなければならない）で被侵害作品を公衆に提供しているので、公益を目的とする著作権法 22 条に定められる公益の「図書館」とは区別される。さらに、被告は陳列または版本の保存目的で被侵害作品を複製したわけではないので、「適正使用」に該当しないのは明らかである。本件の裁判所も、被侵害作品をデジタル化しウェブサイトへアップロードすることにより、被侵害作品の接触時間、空間、方式及び人数等が拡大するため、原告の著作権が侵害されたと判示した。

なお、損害賠償金計算については、2000 年 12 月 20 日に公布された「コンピュータネットワーク著作権紛争案件の審理に適用する法律に関する若干の問題についての解釈」（以下、「解釈」という）が参考になる。「解釈」第 10 条では、ネットワーク著作権侵害の民事賠償責任について規定している。それによると、賠償額は侵害の情状に基づいて 500 元以上 30 万元以下の範囲内で決

定することができる。著作権を故意に侵害し、かつ情状が重い場合は、ネットワークの伝達のスピードや広い伝達範囲、著作権者の権利侵害が著しいという点を考慮して、賠償額の上限を 50 万元と規定している。

6. 企業へのメッセージ

中国では近年、インターネットが急速に普及するにつれ、人民法院が受理したネットワークに関連する著作権紛争案件も増加傾向にあり、審理過程においては法律をどのように適用するかという問題が表面化している。企業としては、自己のウェブサイトで他人の著作物をアップロードしたり、リンクしたりする等の行為も注意しなければならない。

以上

【事例】 著作権侵害紛争事件

1. 事件の性質

玩具製品の著作権侵害行為に対する差止め及び損害賠償請求

2. 事件名、争点

事件名： 可高公司によるインターレゴ AG 社の玩具製品にかかる著作権侵害事件

争点： 応用美術の著作物性及び侵害行為の判定

3. 書誌的事項

原告： インターレゴ AG 社

被告： 可高（天津）玩具有限公司
北京市復興商業城

第一審： 北京市第一中級人民法院

第二審（終審）： 北京市高級人民法院

関連条文： 「ベルヌ条約」、「中華人民共和国著作権法」第46条1項、2項、「国際著作権条約の実施に関する規定」第1、2、3、6条1項

出典： 「中国専利と商標」2003年第2期

4. 事件概要

（1） 事実概要

インターレゴ AG 社（以下「インターレゴ」という）はレゴ製品の著作権の中国における権利者である。1999年初頭、同社は北京市復興商業城（以下「復興商業城」という）において、各種の可高（天津）玩具有限公司（以下「可高公司」という）のブロック玩具製品が、レゴ玩具製品と同一であることを発見し、これを侵害行為であるとし、現場で当該可高製品を証拠として取り押さえた。同年7月6日、インターレゴは可高玩具の製造者である可高公司与販売者である復興商業城に対し、30種類のブロック玩具にかかる著作権を侵害したとして、北京第一中級法院に本件訴訟を提起した。

（２）原告の主張

訴訟において、原告インターレゴは著作権を主張する３０種のブロックのうち、３種のブロックにつき著作権侵害の主張を放棄したが、さらに他の２６種類のブロックについて著作権侵害の主張を追加した。原告は「ベルヌ条約」、「中華人民共和国著作権法」及び「国際著作権条約の実施に関する規定」に基づき、人民法院に以下の請求を提起した。

- （i） 両被告は一切の原告著作権に対する侵害行為を即刻停止する。
- （ii） 被告可高公司是人民法院に前述の原告の著作権を侵害するブロック玩具の全ての型及び原告の合法的權益を侵害する全てのブロック玩具を提出する。
- （iii） 被告可高公司是「北京日報」及び「天津日報」上に原告に対する公開謝罪を掲載し、被告可高公司による原告の合法的權益侵害の影響を除去する。
- （iv） 被告可高公司是著作権侵害による損害１０万人民元を原告に賠償する。
- （v） 被告可高公司是、本案件の全ての訴訟費用並びに原告が調査・証拠収集等に費やした支出及び弁護士費用を支払う。

（３）被告の抗弁

可高公司是、原告の主張に対し、次の抗弁を提起し、人民法院に原告の請求棄却を求めた。

- （i） 原告の提起した訴状には委託代理人の署名があるのみで、原告インターレゴの署名及び捺印がなく、原告は主体資格を有さない。
- （ii） 可高公司的生産するブロック玩具の型及び技術は、１９９４年に韓国より導入したものであり、原告の合法的權益を侵害する事実は存在しない。
- （iii） 原告が保護を主張するのはプラスチック製のブロック玩具製品に過ぎず、芸術作品ではないため、著作権法の保護を受けない。
- （iv） 可高公司的ブロック玩具製品は中国において意匠権を取得しているため、法の保護を受ける。
- （v） 原告の要求する調査費用、弁護士費用の支払いには法的根拠がない。

被告可高公司はその生産するブロック玩具の合法的な出所を証明するため、韓国五林株式会社とマイクソン株式会社より提供された「COKO BLOCK TOY」の型、半成品及び技術譲渡につき締結した契約書、並びに１９９５年９月１９日付の権利譲渡証明書を人民法院に提出した。原告はこれらの証拠の真実性については異議を申し立てなかったが、これらの証拠は本件と無関係であると主張した。

被告可高公司はその生産する一部のブロック玩具が中国において既に意匠登録を行っていることを証明するため、人民法院に対してその権利証書を提出した。なお、原告インターレゴは、かつて中国専利局に対し可高公司の一部の意匠につき無効審査請求を申し立てたが、請求は棄却され、可高公司的意匠も有効とされたという事情があった。

被告可高公司是さらに、韓国特許局が当該ブロック製品の意匠につきレゴ社の提起した意匠の

無効審査請求を棄却する決定を行った際の審決書を提出した。

被告復興商業城は書面による答弁を行わなかったが、法廷において、被告可高公司の商品を納入する際に必要な検査を実施していること、復興商業城による可高公司製品の販売行為は合法的経営の範疇にあることを述べ、復興商業城は販売者に過ぎず、本件の一切の法的影響は侵害製品を製造した被告可高公司が負うべきであると主張した。

（４） 一審判決

一審法院の北京第一中級人民法院は、審理を経て次のように認定した。

両被告の当該行為は中国著作権法改正前に発生しているため、本件の審理には改正前の著作権法を適用する。原告の訴状には代理人の署名しかないが、手続き的には法律に違反しておらず、当該提訴を原告の真実の意思表示とみなすことができるため、被告可高公司の原告の主体資格に対する異議は成立しない。

原告が本院に提供した５３種のブロックにかかる技術図案のコピー及び確認書により、レゴ社が上述のブロックの権利者であることが示されている。レゴ社発行の権利譲渡証明により、原告インターレゴはレゴ製品に関する中国における著作権及び全ての権益を譲り受けていることが認められる。両被告は上述の権利譲渡証明がデンマーク法に違反するか否かの疑義を提起していない。同時に、著作権の一定の地域内における譲渡につき、中国著作権法において禁止性の規定はない。よって、本院はレゴ社の発行した権利譲渡証書が有効であり、原告インターレゴはレゴ製品の中国における著作権及び関連する権益の所有者であることを認定する。

原告インターレゴはスイス法人で、スイスと中国はともに「ベルヌ条約」の締結国である。「ベルヌ条約」第２条の規定に基づき、同条約の保護する文学芸術作品には応用美術（中国語では「実用芸術作品」という）も含まれる。よって、中国はベルヌ条約加盟国の国民の応用美術にかかる著作権について、保護を与える義務を負う。

「ベルヌ条約」を含む国際著作権条約の実施については、中国政府が１９９２年９月２５日に制定、公布した「国際著作権条約の実施に関する規定」がある。同規定第２条では、外国の作品の著作権保護については「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国著作権実施細則」、「コンピューターソフトウェア保護条例」及び同規定を適用するよう定められている。同規定第６条１項では、外国の応用美術の保護期間は、作品完成より２５年とされている。また、外国の応用美術が中国で著作権の保護を受けるには、中国の著作権関連の法律法規によらなければならない。

本件で明らかな事実は、原告インターレゴが著作権の保護を主張した５６種類のブロック玩具は、原告が本院に提訴を行った時点で完成日より２５年を過ぎていないことである。よって、当該ブロック玩具が中国著作権法の規定により応用美術を構成する場合、中国における保護を受けることができる。

しかしながら、中国著作権法では応用美術に関する明確な定義がない。本院は著作権法の原理に依拠し、応用美術とは、実用性、芸術性を有し、作品としての構成要件を有する、知的創造の成果であると認識する。応用美術において著作権法により保護が与えられるのは、創作者が知力

を投入した当該作品の芸術性である。以上より、物品が応用美術であるか否かの判断は、以下の基準により進めるものとする。

- (ix) 実用性を具備するか否か。ここでいう実用性とは特定の概念であり、物品が実際の生活の中で人々に使用されるかであり、単純な鑑賞、収蔵等の価値のみを指すものではない。例えば、鑑賞価値のある彫像は実用性を有さないため、応用美術としては保護されない。
- (x) 芸術性を具備するか否か。これは、応用美術と一般の工業製品との重要な区別である。機械製品の部品に過ぎないようなものは、芸術性を有するとは認定できない。人々の芸術への理解度と鑑賞度は異なるため、芸術性の判定にも客観的な基準は存在せず、一般の評判を基準として判定すべきである。芸術性の判定には、当該物品が独創性を有するか否かも考慮の対象となり得る。
- (xi) 著作物としての構成要件を満たしているか、即ち独創性と複製可能性を有するか否か。ここでの複製可能性とは簡単な概念であり、むしろ当該物品が独創性を有するか否かが問題となる。独創性とは、当該物品が創作者により独自に創作されたものであることを意味し、他人の著作物または公知の領域にあるものから簡単に複製、模倣できるものは含まれない。公知の領域にある図案、形状を複製または模倣しただけのものは、独創性を有さないため、応用美術ではない。

本院は本件原告が応用美術の著作物として保護を主張する53種類のブロック玩具に対し、上述の応用美術の概念及び判定方法を適用する。上述のブロックは児童用組立て式玩具であり、実用性を具備する上、これらのブロックは複製され得るため、当該ブロック玩具が応用美術を構成するか否かの判断は、芸術性及び独創性を有するか否かに尽きる。これらのブロックが応用美術を構成し、かつ被告可高公司のブロック玩具が原告の応用美術と比較し実質的に同一であれば、侵害行為の構成が認められる。上述の原則に依拠し、審理を経て、本院は原告が応用美術の著作権保護を主張するブロックを以下の三種類に分類する。

- (i) 独創性及び芸術性を有さないブロック玩具。

原告が著作権保護を主張したブロックのうち3点は、よく見られる形状を呈しており、独創性や芸術性を有さず、応用美術の構成要件を満たさない。

- (ii) 独創性と芸術性を有するが、可高公司のブロック玩具とは実質的に同一でないブロック玩具。

原告のブロック17点は独創性及び芸術性を有し、応用美術の構成要件を満たすため、著作権法の保護を受ける。しかし、独創性のやや低いこれらの玩具については、本院は著作権者の利益と社会公共利益の均衡に鑑み、被告可高公司のブロックとの比較において厳格な基準を採用した。これらブロックは被告可高公司のブロック玩具とは実質的な同一を構成しないと判定する。

- (iii) 独創性及び芸術性を有し、かつ可高公司のブロック玩具と実質的に同一であるブロック玩具。

原告の３３点のブロック玩具は独創性及び芸術性を有し、応用美術の構成要件を満たすため、著作権法の保護を受ける。また、原告のこれらのブロック玩具は、被告可高会社の玩具製品とも実質的な同一を構成するため、被告可高会社は原告インターレゴのこれらのブロック玩具にかかる著作権を侵害していることが認められる。

原告インターレゴが最初に著作権の保護を主張した３０種類のブロック玩具のうち、３種類のブロック製品については、訴訟中にこれらブロックの著作権にかかる請求を放棄する意思表示が原告より明確に行われたため、本院はこれを許可した。

被告可高公司より提出された、組立て式ブロックの型と技術を韓国より導入したという事実と、韓国特許局の審決文だけからは、原告インターレゴの合法的な権益の侵害が存在しなかったという点は証明されない。原告が著作権保護を主張しかつ本院がその主張を支持するブロック玩具は、プラスチックの組立て式玩具製品であるが、これらはそれぞれ独立した物品として存在し、またそれ自身が芸術性、独創性を有するものであるため、応用美術の著作物を構成し、法的保護を受ける。被告可高公司の一部のブロック製品は既に中国において意匠権を取得しているが、この点も原告インターレゴの著作権侵害の認定に影響するものではない。意匠権と著作権が互いに抵触する状況下では、法により先行する権利を保護すべきである。本件原告が当該応用美術につき有していた著作権は、被告可高公司が中国において意匠を取得するより早かったため、先行権利と認められる。よって、被告可高公司の製造したブロック玩具が原告のブロックと実質的な同一を構成する場合は、中国で意匠権を取得しているか否かに拘わらず、原告著作権の侵害を構成すると言える。以上の理由から、被告可高公司の関連抗弁事由は成立せず、本院もこれを支持しない。

原告の、被告復興商業城の著作権侵害にかかる主張は成立しない。被告復興商業城は、可高公司より製品を購入する際に必要な検査手続きを既に行っている。また、被告可高公司の生産する玩具シリーズ製品中の一部のブロック玩具が原告インターレゴの著作権を侵害していたという状況下において、一般経営者としてその状況を知り得る可能性は低い。よって、被告復興商業城はその主観において故意・過失がなく、その行為も侵害行為を構成するものではない。しかしながら、本院は既に可高公司の生産する玩具製品中に原告の著作権を侵害するブロック製品があることを認めているので、被告復興商業城はその侵害製品の販売行為を停止する義務を負う。

以上より、被告可高公司の行為は原告著作権の侵害行為を構成するが、被告復興商業城の行為は侵害行為を構成しない。被告可高公司は相応する法的責任を負い、侵害行為を停止し、損害を賠償し、公開謝罪を行わなくてはならない。本院は、原告の被告可高公司に対するその著作権にかかるブロック玩具の製造、販売行為の差止め請求、並びにこれらブロック玩具及び製造型の廃棄の請求を支持する。賠償額については、原告は賠償額の計算方法に一種の概算方式を用いているが、その十分な証拠は提出されていない。よって本院はこれを支持せず、原告が保護を要求する応用美術の数量、被告可高公司の侵害製品の生産数量および侵害行為のもたらす結果などの要素を考慮し確定するものとする。原告が侵害行為を制止するために支払った合理的費用は、可高公司の侵害行為が原告にもたらした経済損失であるため、可高公司はこれを賠償しなければならず、可高公司のこれら費用にかかる異議は成立しない。但し、原告は可高公司に代理費用として

1 万元を負担するよう要求しているが、当該代理人は中国公民であるが弁護士ではなく、また当該費用の支出に関連性のない証拠が提出されているため、本院は当該請求を支持しない。可高公司の侵害行為が原告インターレゴにもたらすであろう不良な影響を考慮して、可高公司は新聞社一社の紙上において原告インターレゴに対し公開謝罪を行い、その影響を排除しなければならない。原告は被告に対し二社の新聞紙上で公開謝罪を行うよう要求したが、法院はこれを支持しない。「中華人民共和国著作権法」第 4 6 条 1 項、2 項、及び「国際著作権条約の実施に関する規定」第 1、2、3、6 条 1 項の規定に基づき、2 0 0 1 年 1 2 月 2 5 日、以下の通り判決を下す。

- (i) 判決発効の日より、被告可高公司は即刻侵害行為を停止する。その生産、販売する組立て式玩具に、原告インターレゴの著作権を侵害するブロックを使用してはならない。判決発効の日より 3 0 日以内に、可高公司はインターレゴの著作権を侵害するブロック玩具の型及び在庫を法院の廃棄処分のため提出する。その費用は可高公司が負担する。
- (ii) 判決発効の日より 1 5 日以内に、被告可高公司は原告インターレゴに 5 万元の経済損失を賠償し、またインターレゴが侵害行為の制止のために支払った合理的な支出 1 7, 0 1 7 元を支払うものとし、合計で 6 7, 0 1 7 元を賠償する。
- (iii) 判決発効の日より 3 0 日以内に、被告可高公司は「北京日報」の紙上において、その侵害行為につき原告インターレゴに対し公開謝罪し、影響を除去する。なお、声明の内容は法院の審査を経るものとする。
- (iv) 判決発効の日より、被告復興商業城は被告可高公司のインターレゴ著作権を侵害するブロック製品を含む玩具製品の販売を停止する。
- (v) 原告インターレゴのその他の請求を棄却する。

(5) 上訴判決

原告インターレゴ、被告可高公司はいずれも一審判決を不服とし、それぞれ北京市高级人民法院に上訴を提起した。北京市高级人民法院は 2 0 0 2 年 1 2 月 1 8 日に終審判決を下し、上訴請求を棄却し、原審を維持する決定を行った。

5. 解 説

(1) はじめに

本件は、量産される製品を「応用美術」の著作物と認定し、著作権法による保護を行ったという稀な判例である。中国では、著作物に対しては「中華人民共和国著作権法」、意匠に対しては「中華人民共和国専利法」（発明特許、意匠、実用新案を保護する法律）によりそれぞれ法的保護が提供されているが、その適用範囲の交錯する「応用美術」の領域においては、現時点でも関連規定、判例がほとんど見られない。その意味で、中国メーカーが意匠登録を有する製品につき、他製品

の著作権の侵害を認めた本件判決は、今後の中国知的財産権法の動向を知る上でも十分注目に値すると言える。以下、本件解説を通じ、中国における「応用美術」の概念を分析し、著作権と意匠の関係について検討を行う。

（２） 「応用美術」の保護

「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下「ベルヌ条約」という）第２条１項は、応用美術を著作物の範囲に含めている。但し、本国で意匠として保護される場合は、他国においても意匠としての保護を要求することしかできない（第２条７項）。そして、その保護の条件や範囲といった具体的な内容については、保護期間２５年以上という規定がある以外、ほぼ加盟国の立法に委ねられている（同第７条４項）。

日本では、著作物と認め得るものについては著作権により保護が与えられ、工業製品的美観で新規性、進歩性を認め得るものについては意匠登録をもって保護される。そして、基本的には「文化の領域は著作権法、産業の領域は意匠法」という棲み分けがなされている。しかしながら、著名な絵画のポスター、Ｔシャツの図案、博多人形など、芸術品が量産され、意匠と著作権の適用範囲の交錯領域に属するケースは実際多く、工業的に量産される製品が著作物たり得るかという問題は、応用美術の保護をめぐる大きな論点とされる。このような意匠権と著作権の関係につき、日本では学説、判例ともいまだ十分な統一は見られず、ケースバイケースでの運用による部分が大きい。但し、最近の判例では、大量生産される製品に対しては意匠による救済を求め、著作物としての保護を容認しない傾向にあるようである（例えば、ファービー人形事件）。

中国においても、応用美術の著作物が著作権を享有し得るかについては、これまでも盛んな議論が続けられてきたが、いまだ明文規定が設けられるには至っていない。立法の枠組みが提供されない以上、行政機関や司法機関の解釈が待たれるが、現時点では応用美術に関する解釈、部門規章等はまだ見られず、本件のような著作権法に基づく応用美術の定義や認定基準、意匠との交錯領域における競合といった問題に関しては、法律上の空白が存在する。

但し、中国における外国の応用美術の保護に限って言えば、要件を満たす工芸品には上述の通り「専利法」の関係規定によって意匠の保護が提供されるほか、１９９２年に国务院より公布された「国際著作権条約の実施に関する規定」第６条にも外国の応用美術の保護についての規定があるため、少なくとも外国の応用美術保護については、明文上の根拠が与えられている。

（３） 北京市第一中級人民法院の試み

本件で一審判決を行った北京市第一中級人民法院は、応用美術の著作物としての保護が主張された本件において、判決文の中で応用美術の定義並びにその判断基準を自ら設定している。これは、インターレゴがベルヌ条約の締結国であるスイスの法人であり、かつスイスにおいて当該玩具製品につき応用美術としての保護を享受していることに鑑み、ベルヌ条約の応用美術に関する規定を履行するために、同条約に基づき中国においても保護を提供しようとしたものであろう。

この目的のために、同法院は「応用美術」について、①実用性を具備する、②芸術性を具備する、③著作物としての要件を満たす（すなわち独創性と複製可能性）、の3つの要件を満たすものと定義している。のちの北京市高級人民法院による上訴審でも一審法院の試みが是認されていることから、同判決は今後の司法判断においてもある程度踏襲されることが予想される（注：中国の判例は拘束力を有さない）。

しかしながら、上述判決における応用美術の定義及び認定基準は、外国当事者の享有する応用美術に限って制定されたものである。従って、これらの定義、基準がベルヌ条約の適用を受けない国内当事者の応用美術にも準用され得るか否かについては、今後さらなる解釈、判例が待たれよう。

（４） 意匠と著作権の交錯

注意が必要なのは、今後も本件判決のようなケースが増え、意匠の適用領域においても「応用美術」の存在が容認され、意匠法と著作権法によるいわゆる「重疊的保護」が提供されるようになると、「専利法」に規定される意匠登録の趣旨が薄れてしまうおそれがある点である。すなわち、完成と同時に50年間（または25年間）という長期の保護が与えられる著作権法の保護を受けられる以上、出願、審査を経て登録を受け、毎年の登録費用を支払い、それでも10年間の保護しか与えられない意匠登録へのインセンティブが損なわれてしまうという状況が発生しかねない。このほか、応用美術において意匠権が消滅した後、他者がその意匠権の対象意匠を実施しようとしても、著作権により実施を阻まれるといった問題も生じてこよう。

上述のような問題は、意匠法、著作権法を長期にわたり運用してきた先進諸国においても論争の多い分野である。

（５） 「侵害行為を制止するための合理的な支出」の範囲

2001年改正後の著作権法第48条1項、並びに最高人民法院の「著作権侵害紛争案件の審理の法律適用に関する若干問題についての解釈」（2002年6月22日公布）第26条により、その享有する著作権につき侵害を受けた権利者は、侵害行為の制止のために行った調査、証拠収集の合理的費用、さらに国家関連部門の規定に適合する弁護士費用を、請求する賠償額の範囲内に含めることができるとされている。（注：商標法、専利法の関連規定にも同様の規定がある。）これらの規定に基づき、本件原告のインターレゴは侵害行為制止のための合理的な支出1万元（約15万日本円）のほか、代理費用1万元の賠償を被告に請求した。しかしながら、同法院は合理的支出1万元については「当該支出も経済的損失である」として請求を認めつつも、「代理費用」として請求された1万元については、①代理人が弁護士ではないこと、②提出された証拠に関連性がないこと、の2点を理由に、請求を棄却している。

「合理的な支出」の賠償に関する規定は、著作権法の2001年改正において新たに設けられた規定であるが、その具体的な範囲や限度額については、依然不透明な部分が多い。特に弁護士

費用の賠償請求につき、弁護士の出用方法や使用頻度などは各ケースでそれぞれ異なるため、どの範囲まで請求が認められるのか、また弁護士費用には調査会社やコンサルタント、外国弁護士、知財エージェント等の代理費用も含まれるのかといった問題については、さらなる規定や解釈が待たれるところである。だが、現在までの判例を参考にとすると、①弁護士の代理費用（調査会社等は含まれない）につき、②国内弁護士の費用基準（注：各地方で異なる基準が制定されている。例えば、「上海市弁護士服務費用徴収管理弁法」、「広東省弁護士服務費用徴収管理実施弁法」など）を上限として、賠償額への算入を認める傾向にあるようである（例えば、１９９５年ウォルト・ディズニー著作権侵害事件）。

6. 企業へのメッセージ

本件判決は、意匠の無効審査請求が成立しなかった製品について著作権による保護を主張した点、中国国内法規のみにとらわれず、中国の締結する知財関連条約を根拠とした点など、日系メーカーらにとっても大きな参考意義を有するものである。また、本判決では意匠法（専利法）と著作権法に基づく保護が問題とされたが、他にも製品のデッドコピーに及ぶ侵害行為については、「不正競争防止法」の関連規定に基づいて保護を主張し得る。自社製品に対する侵害行為を排除しようとする日系メーカーらは、まず数あるルートの中から最も効果のある対抗措置を見極めるとともに、各ルートによる他のアプローチの可能性を常に模索することが必要であろう。その際には、それぞれのアプローチの適用範囲、要件、法的責任を十分に理解し、状況に応じて柔軟に、かつ迅速に対応できるスタンスを取ることが、何よりも重要である。

以上

【事例】

1. 事件の性質

著作権侵害

2. 事件名、争点

事件名：書道作品をめぐる紛争

争点：著作物の著作権と媒体の所有権との関係

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院

原告：関東升（以下は、「原告」という）

被告：米 DOW JONES & COMPANY, INC(以下は、「被告」という)

出典：北京市第一中級人民法院裁判文

4. 事件概要

(1) 事実概要：

原告は中国書道界の一人者である。多くの作品は、アメリカ合衆国クリントン前大統領を始めとする有名人などに贈られ、中国と各界との友好関係に貢献している。また、原告の書道芸術は、メディアを通じて、多くの国で名声を博している。

1994 年夏、原告は被告の中国語社名「道瓊斯」の頭文字にあたる「道」に「君子財を愛す。これを取るに道あり」の題と被告の最高経営責任者である康彼得氏（Mr. Peter Kang）の宛名、落款が入った作品（以下は、「係争作品」という）を康氏に贈った。2002 年 2 月、原告は被告が原告の許可なしで係争作品を自社のマークとして使用していることを発見した。被告による係争作品の使用範囲は、インターネット、新聞広告、会社案内等の宣伝メディアである。なお、被告が使用したのは「道」という部分のみであって、「君子財を愛す。これを取るに道あり」の題及び康氏の宛名等はすべて削除されていた。そこで、原告は被告を相手取り、

被告の行為が原告の著作権（氏名表示権、修正権、同一性保持権、複製権及び送信可能化権）（注：中国著作権法は、著作者人格権と著作権とを区別する体系となっておらず、これらは全て著作権として規定されているが、氏名表示権や同一性保持権などは、期間の制限を受けないなど、人格権的に取り扱われている）を侵害したことを理由にして、北京市中級人民法院に訴訟を提起した。原告は（1）被告が侵害行為を停止すること；（2）被告が「人民日報」の海外版及び自社ホームページで公開に謝罪すること；（3）被告が原告に経済損失として 500 万円を支払うこと及び（4）被告が本件訴訟の訴訟費用を支払うことを求めた。

（2） 被告側の答弁：

被告は、「道」という文字のマークは原告が創作した係争作品から切り取ったということは認めたものの、当該使用が原告の同意の上で行われたと主張した。被告の説明によれば、被告は 1994 年から原告と「道」という書道作品の創作について交渉し始めた。原告と被告の間では書面による契約は締結されなかったが、被告によれば、原告は、「道」という書道作品を創作し、かつ当該作品を被告が商標、ロゴなどのトレードマーク／サービスマークとして使用できることを同意し、そのことにつき、証人もいた。なお、原告は被告からの報酬を拒絶した。被告は原告に対し、1996 年 4 月、会社設立 100 周年イベントの招待状を送った。その英文版の招待状に「当社商標の『道』の創作者」として、原告の紹介がなされた。さらに、原告と被告との接触やコンタクトは当該作品が創作されてから 10 年近く絶えることなかったが、その間、2002 年まで、原告は被告の「道」文字の商業的な使用に対して反対しなかった。係争作品の一部（「君子財を愛す。これを取るに道あり」の題及び康氏の宛名等）を削除したのは、被告の使用目的にあわせるためである。

以上のように、被告の「道」文字の商業使用には法的根拠があり、違法ではない。

（3） 一審判決：

2003 年 9 月 22 日、判決は北京市第一中級人民法院で言い渡された。判決では被告による著作権侵害が認められ、係争作品の使用差し止め及び書面での謝罪並びに 40 万 5684 元の損害賠償が被告に命じられた。

判決理由は以下の通りである。

「係争作品は『道』及び『君子財を愛す。これを取るに道あり』の題並びに康彼得氏の宛名により構成されている。『道』という文字は、係争作品の主要構成とされる一方、独立の作品としても認められるべきである。原告は『道』を創作したものであるため、当該作品の著作権を享有できる。よって、原告の許諾なくして『道』作品を複製・発行またはインターネットで頒

布することは、原告の著作権を侵害する行為である。

被告が『道』作品を自社広告、看板及びホームページに使用した行為は、法律上に定められた『複製・発行またはインターネットで著作物を頒布する行為』に該当する。当該行為を適法に行うためには、被告は著作権法に基づき、原告との間で使用許諾契約を結ぶべきであった。ところが、被告は、『道』作品の使用につき原告と使用許諾契約を締結したことを立証できず、かつ、原告は被告に当該作品の使用を許諾したことを否認した。また、被告は、係争作品が被告のために創作されたという理由で原告から使用許諾をもらったと主張したが、たとえこれが真実だとしても、それは係争作品の所有権を原告から被告に譲渡したとしか立証できない。著作権法によれば、係争作品を所有する被告は、所有権により著作権を取得したわけではない。係争作品の著作権は創作者の原告にある。さらに、原告が長時間にわたって被告の使用に対して異議を申し出ないことにより、原告が被告の使用に許諾したことを立証できるというわけではない。」と判断した。そして、これまでに両者の間で書面での協議や許諾料の支払いは行われておらず、被告による著作権侵害が認められた。」

5. 解 説

本件は、著作権と所有権の区別及び利用が問題になった判例である。

まず、最初に認識しておくべきことは、著作権と所有権の差異である。所有権というのは、「有体物」を対象としているものであり、その「もの」を排他的に支配することができる権能のことをいう。一方、著作権というのは思想または感情を創作的に表現した「無体物」を排他独占的に使用する権利である。書道作品という美術著作物は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体现しているものである。所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない。もっと分かりやすく言えば、譲渡された美術著作物を観たり、飾ったりなどのようにその著作物を物として使用することはできるが、それを創作した人の精神を支配することはできないと言う事である。つまり、勝手にコピーしたり、公衆に対して伝達したり、作り変えたりという事はそれを創作した人の気持ちを踏みにじることになるし、場合によってはその人に経済的損失を与えることになる。

本件では、係争作品は、書道という美術の著作物であり、有体物としての面と無体物である美術の著作物としての面と両面を有するものである。被告は創作者から係争作品を譲渡されたとしても、それによって係争作品の著作権を取得したわけではない。本件裁判官はこの原則を明示した。

では、著作物の所有者はいかなる行為が認められるか。中国著作権法 18 条によれば、所有権者が行使できる行為は原著作物に係る展示権のみである。複製、翻案権及び情報ネットワークによる伝達権等の権利は所有権者には与えられない。

6. 企業へのメッセージ

商業目的で作成された著作物は数多くある。企業はこのような著作物を入手する際に、自分はいかなる権利を取得したということを、予め確認しなければならない。特に、所有権と著作権とは、異なる機能を持った権利なので混同しないことが必要である。著作物を購入または譲渡された際、所有権と一緒に著作権を譲り受けていないのであれば、その著作物の著作権者にならない。

また、中国著作権法第25条によれば、著作権のうち財産権的権利を譲渡する際には、同条に列挙された項目を規定した書面による譲渡契約を締結しなければならないとされている。そして、同25条の反対解釈によれば、著作権のうち人格権的な権利は、譲渡不可ということになる。この点にも注意する必要がある。

以上

【事例】

1. 事件の性質

インターネット上の著作権侵害

2. 事件名、争点

事件名：インターネット上の著作権侵害事件

争点：適法な引用行為に該当するか否か、編集行為による著作権侵害の要件

3. 書誌的事項

北京市第二中級人民法院（本判決の後、上訴したか否かは不明）

原告：馮英健（以下、X と称する）

被告：中国財政経済出版社、李友根（以下、それぞれY1、Y2 と称する）

出典：中華人民共和国国家知識産権局（<http://www.sipo.gov.cn>）

4. 事件概要

（1）事実概要

Xは、インターネットを利用したビジネスに関して、専門的に著述活動を行っている。Xは、その多くの作品を、本人のウェブサイトである「網絡營銷新觀察（www.marketingman.net）」（以下「Xのウェブサイト」という）に発表していた。また、2002年1月には、Xの学術著書「インターネットビジネスの基礎と実践」（以下、「原告書籍」という）が出版された¹¹。ところが、その後まもなく、すでに2001年8月に出版された「インターネットビジネス学」（以下、「被告書籍」という）の内容の多くが、原告書籍に類似していることに気が付いた。そして、調査の結果、Y2が執筆・編集しY1を通じて出版された被告書籍の相当な部分の内容が、Xのウェブサイトに由来していることが分かった。さらに、Xのウェブサイトにおけるすべての文章には、Xの氏名が明記されているにもかかわらず、被告書籍中では、Xのウェブサイトのドメインネームのみしか明記されておらず、Xの氏名および作品表題などは明記されていなかった。

¹¹ インターネットを中国語で「網絡」という。

そこで、Xは、弁護士による警告状をもって、Y1・Y2に対して、侵害の即時停止・影響の除去・謝罪および損害賠償を求めたが、拒絶された。結局、Xは2002年3月25日に北京市第二中級人民法院に訴訟を提起した。Xは、訴状において、①Y1は被告書籍の出版を即時に停止し、被告書籍をすべて回収しかつ処分すること②Y1・Y2は、Xに対し公式に謝罪し、かつ影響を除去すること③Y1・Y2は、連帯してXが被った経済的損害を賠償し、Xの訴訟費用を負担すること等を請求した。

（２）被告側の答弁

上記訴状におけるXの請求に対し、Y1・Y2はそれぞれ次のように主張した。

Y1は、①被告書籍中のある問題を説明するために、Xのウェブサイトにおける内容の一部を、Y2は適切に引用したこと、②被告書籍の末尾における「参考文献」にて、Xのウェブサイトのドメインネームを明記していること、③被告書籍はY2が編集したものであり、編集作品である被告書籍において、Y2は、他人の作品を引用することができること、④被告書籍はXの著作権に対する侵害とはならないこと、⑤法院における審議が行われる前に、Xが自分のウェブサイト上で、当該係争案件を取り上げたことによって、自分の名誉が損なわれたこと、⑥原告に対する反訴権を留保すること、⑦人民法院はXの請求を棄却すべきであること等を主張した。

また、Y2は、①Xが著作権を主張する諸文章のうち、実際はまったくX本人の執筆ではない文章があること、②X本人の執筆ではないそれらの文章は、別のウェブサイト由来のものであること、③被告書籍はY2が編集したものであり、編集作品である被告書籍においてY2は他人の作品を引用することができること、④Y2が執筆した被告書籍では、原告書籍の内容を、ほんのわずかな部分しか引用していないから、適法な引用に属すること、⑤被告書籍の末尾の「参考文献」にて、Xのウェブサイトのドメインネームを明記していること、⑥よってXの著作権に対する侵害とはならないこと等を主張した。

（３）一審判決

2002年9月6日、北京市第二中級人民法院は以下のように判示した。

①作品に署名した公民、法人または非法人組織は、作品の著者となる。そして、著作権は著者に属する。著作権者の許諾を得ず、利益の獲得を目的として行われる作品の複写及び発行は、著作権侵害を構成する。

②Xは、自ら執筆してインターネットに発表した作品について、著作権を有する。それにもかかわらず、Y2が執筆しY1が出版した被告書籍では、Xの許諾を得ずに、Xの作品の内容と完全に一致する部分、またはほぼ完全に一致する部分（約15,000字）の引用が見られる。したがって、これはXの著作権に対する侵害となる。

③また、中国の著作権法によれば、編集著作物を創作する際には、「素材」たる著作物の著作権者から許諾を得なければならず、しかも、「素材」の著作権者に報酬を払わなければならないとされている。当該案件において、Y2は、被告書籍を編集する際に、事前にXから許諾を得ておらず、しかも、Xに報酬を支払っていないので、Xの著作権を侵害したこととなる。

④Y2はXに対し、公式な謝罪、影響の除去、損害賠償および合理的訴訟費用の負担等の責任を負わなければならない。Y1は、被告書籍の出版を即時に停止し、Xの損害を賠償しなければならない。

5. 解 説

インターネットの急速な普及とネット関連産業の飛躍的な発展に伴い、インターネット関連の著作権紛争が、全国各地の裁判所で相次いで争われることになった。本件は、こうしたインターネット関連の著作権紛争のうち、編集物の素材として、他人のインターネット上の作品を収録する行為は、適法な引用になるか、それとも他人の著作権の侵害になるかについて、争われた事件である。

まず、中国著作権法の保護を受ける著作物には、デジタル形式化された各種著作物も含まれている（「インターネット上の著作権紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」¹² 2条1項）（以下、「本解釈」という）。したがって、著作権の各権利に関する著作権法¹³10条¹⁴の規定は、デジタル化された著作物の著作権にも適用される（本解釈2条2項前段）。

なお、インターネットを通じた著作物の公表は、著作権法が規定する著作物使用の方法であり、著作権者は、当該方法をもって、著作物を使用するか、または他人に著作物の使用を許諾し、かつこれにより報酬を得る権利を有する（本解釈2条2項後段）。

また、著作権者は、他人に著作物編集権の行使を許諾し、かつ報酬を得る権利を有する（注4

¹² 本解釈は、中国語では、「最高人民法院關於審理涉及計算機網絡著作權糾紛案件適用法律若干問題的解釋」という。本解釈は、2000年11月22日最高人民法院審判委員會第1144回會議において採択され、同年12月19日に公布、同年12月21日より施行された。

¹³ 中国著作権法は、1991年6月1日から施行され、その後、2001年10月27日に改正がなされており改正法は同日から施行されている。本解釈は、その間にあたる2000年11月22日に採択されているため、本解釈は、1991年著作権法に基づいて作成されたものといえる。他方、当該事件に対する判決は、2002年9月に下されたものであるから、当該判決でいう「著作権法」は、改正後の著作権法を指す（以下においては、1991年著作権法と改正された著作権法を合わせて、両法と称する）。両法とも、作品の種類として、デジタル化された作品については明記していない。とすると、ロジックとしては、本件で適用されるべき改正著作権法はデジタル化された作品をも対象とするかが一応問題となるが、改正著作権法は特に本解釈を否定する趣旨とは解されないの、改正著作権法についても引き続き本解釈に従った解釈がなされるものと考えて差し支えない。

¹⁴ 両法とも、第10条において、著作権者の一身専属権と財産権を定めている。特に、他人が著作物を「素材」として編集する場合には、著作権者の許諾を得なければならず、しかも、報酬を支払わなければならないと定めている（1991年著作権法10条1項5号、改正著作権法10条2項）。

を参照)。さらに、編集著作物を出版する際には、編集著作権者および元の著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない(1991年著作権法34条、改正著作権法34条)。ただし、作品中である問題を説明するために、すでに発表された他人の作品を引用する場合には、著作権者の許諾の取得、或いは報酬の支払いをしなくてもかまわない(1991年著作権法22条1項2号、改正著作権法22条1項2号)。

著作物を使用する者は、著作権者の許諾を得たか否かに関わらず、自己の作品において、著作権者の氏名および著作物の表題を明記しなければならない(1991年著作権法22条1項、改正著作権法22条1項、改正著作権法実施条例¹⁵19条)。

最後に、著作権者の許可を得ずに、著作物の複製・編集・発行を行って、公衆に公表した場合には、侵害の停止・影響の除去・謝罪および損害賠償等の民事責任を負わなければならない(1991年著作権法46条1項2号、改正著作権法47条1項1号)。同時に、公共の利益を侵害した場合には、著作権行政管理部門から、行政罰を受ける可能性があり(1991年著作権法46条1項2号、改正著作権法47条1項1号)、犯罪を犯した場合には、刑事責任を負う可能性がある(改正著作権法47条1項1号)。

当該事件において、北京市第二中级人民法院は、以上のような規定に基づいて、判決を下した。特に注意すべきものは、「Xのインターネット上の作品を引用したY2の行為が、適法な引用であるか否か」に対する判断である。人民法院は、Xの作品の内容と完全に一致する部分、またはほぼ完全に一致する部分を引用し、しかも、それが約15,000字にも達するとして、適当な引用ではないと判示した。

6. 企業へのメッセージ

本件における人民法院の判決は、著作権法の改正に伴う①著作物の内容引用行為が「適切な引用」に属するか否か、②他人の編集行為による著作権侵害要件如何、といった問題について判示したものであり、その意義は大きい。とはいえ、この種の争点は、最終的には「適切かどうか」という程度問題とされる可能性が極めて高い。その場合、先例が比較的豊富で、かつ先例が相当程度尊重される日本と異なり、事実認定の結果が極めて予測困難となる点には留意が必要である。

その他、本件からはややそれるが、本解釈の内容は、日本企業にとっても重要であると思われるので、主要な点を以下に紹介しておく

①本解釈2条の規定により、インターネット上の作品にも著作権が認められ得る

②本解釈3条の規定により、インターネットにおいて著作権者が著作物の転載の禁止を表明したにもかかわらず、別のウェブサイトがこれを転載した場合には、著作権侵害行為となる

③本解釈4条によれば、インターネットサービスプロバイダーが、インターネットを通して、

¹⁵本判決は2002年9月6日に判決された案件であるため、2002年9月15日から施行された、新しい「中華人民共和国著作権法実施条例」の適用は受けなかったこととなる。ちなみに、新著作権法実施条例の施行により、1991年6月1日から施行された、「著作権法実施条例」は、廃止された(新著作権法実施条例38条)。

他人が著作権侵害行為を行うことを教唆または幫助した場合には、共同権利侵害責任を負わなければならない

④本解釈1条の規定により、インターネット上の著作権権利侵害紛争案件について、権利侵害地または被告の住所地を確定しがたい場合には、原告が権利侵害の内容を発見したコンピュータ一端末等の設備所在地を、権利侵害行為地とみなすことができる等

以上

【事例】

1. 事件の性質

営業秘密侵害・不正競争

2. 事件名、争点

事件名：臨沂市工業品会社の営業秘密侵害をめぐる紛争

争点：退職した従業員の競業禁止義務及び営業秘密保持義務

3. 書誌的事項

第一審：山東省高級人民法院

原告：臨沂市工業品公司（以下、「臨沂市公司」という）

臨沂金鷹車両有限公司（以下、「金鷹公司」という）

被告：李雪源（以下、「李雪源」という）

臨沂新大陸經貿有限公司（以下、「新大陸公司」という）

第二審（最終審）：最高人民法院

上訴人：臨沂市公司及金鷹公司

被上訴人：李雪源及び新大陸公司

出典：中華人民共和國最高人民法院民事判決書〔（1999）知終字第17号〕

4. 事件概要

（1）事実概要：

臨沂市公司是金鷹会社の持ち会社である。1995年から李雪源は臨沂市会社の副総経理と金鷹会社の法定代表者とを兼務し、臨沂市会社を運営しながら金鷹会社を管理していた。臨沂市公司及金鷹会社の営業範囲は、自動車販売、オートバイ及び自転車の販売、オートバイのアフターサービス等である。

1998年3月16日、李雪源は辞表を出し、臨沂市公司及金鷹会社を退職した。同年3月17日、臨沂市公司及金鷹会社は各取引先に文書を送付し、李雪源がすでに会社から退職し、今後李雪

源がなす行為は臨沂市公司及び金鷹公司与関係ない旨を各取引先に伝えた。3月30日、李雪源は新大陸公司を設立し、当該社の法定代表者に就任した。1998年4月4日、臨沂市公司是、中国における従業員の離職への同意を示す「従業員移動連絡表」に捺印した。

臨沂市公司及び金鷹公司の主張は次の通りである。

李雪源が退職した後、臨沂市公司及び金鷹公司の売上が低下した。これは李雪源が顧客リストを盗んだことによるものである。臨沂市公司及び金鷹公司是、李雪源が離職する前に、新商品展示会を開き、新商品展示会において、多くの顧客に製品を購入してもらうことができ、それらの顧客は臨沂市公司及び金鷹公司与売買契約を締結した。李雪源は、退職した際にこれらの契約書を盗んだ。また、李雪源は、臨沂市公司及び金鷹公司が武進公司に注文した商品を横取り、新大陸公司に入荷させたため、臨沂市公司及び金鷹公司是顧客への出荷ができなくなった。なお、李雪源が退職する1ヶ月前、李雪源は、金鷹公司の法定代表者として、売掛金名目で甲社に360余万元を支払っていた。また、新大陸公司の経営範囲は臨沂市公司及び金鷹公司と同じであり、李雪源は、臨沂市公司及び金鷹公司から盗んだ営業秘密を利用して、新大陸公司の営業を発展させた。なお、新大陸公司是臨沂市公司の取引先である上海巨風自転車有限公司、天津富士オートバイ製造有限公司及び山東捷安特販売部等と頻繁に接触していた。

臨沂市公司及び金鷹公司是、上記の主張に基づき、山東高級人民法院において、李雪源と新大陸公司が臨沂市公司及び金鷹公司の営業秘密を侵害し、不正競争を行ったものとして、李雪源及び新大陸公司に対し、人民元1,284,500元の損害賠償請求を提訴した。

(2) 被告側の答弁：

被告側の答弁は、概ね下記の6点からなる。

- ①李雪源は、適法な手続を経て、臨沂市公司及び金鷹公司の同意を得た上で退職した。
- ②李雪源が新大陸公司を設立したことは、自己の職業選択の自由を認める国家及び人民にとり、適法な行動である。
- ③新大陸公司の営業範囲と臨沂市公司の営業範囲とが一致すること自体は、違法ではない。
- ④新大陸公司是自由に取引先を選択する権利を有する。よって、新大陸公司が山東捷安特及び天津富士オートバイ等の会社と接触し売買契約を締結したことは、会社としての日常業務であり、違法性がない。
- ⑤全国の自転車工場、製品及び価格等の情報は公開されているので、臨沂市公司及び金鷹公司是こうした資料について営業秘密としての保護を受けられない。
- ⑥臨沂市公司及び金鷹公司の売上額が下がったのは自己責任であり、李雪源及び新大陸公司と関係ない。

(3) 第一審判決：

第一審の裁判官は下記の理由で、臨沂市公司及び金鷹公司の全ての請求を棄却し、当該公司らが60,875 元の訴訟費用を自ら負担するよう命じた。

- ①臨沂市公司及び金鷹公司が提出した新商品展示会招待状と参加者名簿等の資料は、当該公司らが新商品展示会を開いた事実と参加者リストのみを証明できる。こうした資料は、李雪源が臨沂市公司及び金鷹公司が顧客と締結した契約書を盗んだことを証明するものではない。
- ②新大陸公司が臨沂市公司及び金鷹公司が武進公司に注文した商品を横奪したことは、臨沂市公司及び金鷹公司に有利な証言をした証人は利害関係者であるため、当該証人の証言が信用できない。また、臨沂市公司及び金鷹公司が提出した武進公司の出荷証明はコピーであり、原本が提出されておらずかつ武進公司の捺印がないものであるため、こうした出荷証明も、新大陸公司が臨沂市公司及び金鷹公司が注文した商品を横奪したことを証明できない。
- ③甲社は金鷹公司の債権者である。両社の間の債権債務には履行期が定められなかったため、金鷹公司は何時でも返済することが許されていた。李雪源は金鷹公司の法定代表者なので、金鷹公司名義で支払った360余万元は法定代表者の権限内の行為であり、違法性がない。
- ④臨沂市公司及び金鷹公司是、李雪源との間に競業禁止契約を締結していなかった。従って、李雪源が臨沂市公司及び金鷹公司から退職した後、同業の会社を設立することが許される。
- ⑤会社の営業範囲が一致することは法律上許されている。従って、新大陸公司の営業範囲が臨沂市公司及び金鷹公司と同様だといっても、新大陸公司が不法な手段で臨沂市公司及び金鷹公司の顧客をとったという他の明確な証拠がない限り、不正競争に該当しない。
- ⑥臨沂市公司及び金鷹公司が所有する管理職リスト、辞職報告、商業調査表、分析報告及び秘密保持規則等の資料は、当該社らの管理するノウハウではない。また、製品の卸売価格表はこの業界で普遍的に使用されているものであり、新商品展示会の記帳は公開されるものであるため、臨沂市公司及び金鷹公司の営業秘密ではない。

(4) 上訴

山東高級人民法院の判決に対し、臨沂市公司及び金鷹公司が上訴した。

臨沂市公司及び金鷹公司の上訴に対し、最高人民法院が以下のように判示した：

「反不正当竞争法」第10条の規定によると、営業秘密とは公衆に知られておらず、その所有者に経済的利益をもたらすことができる、実用性を持ち且つ所有者に守秘の措置を実施されている技術情報と経営情報である。臨沂市公司及び金鷹公司是、会社の販売証明書、インボイス、入荷計画を営業秘密として主張しているが、当該社らはこうした情報に対し一切の守秘措置を取らず、かつこうした情報の秘密性（即ち、公衆に知られていないこと）も証明できなかった。したがって、こうした情報は「反不正当竞争法」第10条の営業秘密の要件を満たさないと判断せざるを得ない。

新大陸会社が臨沂市公司及び金鷹会社が武進会社に注文した商品を横奪したことについては、原審は、武進会社の出荷証明は写しであることを理由にして当該出荷証明の真正性を否定した。しかしながら、新大陸会社はこの文書の真正を争っていないため、当事者主義の原則からすれば、山東人民高級法院のこの部分の判断は違法だと言わざるをえない。臨沂市公司及び金鷹会社の同意を得ずに、李雪源及び新大陸会社が勝手に契約当事者を変更し、臨沂市公司及び金鷹会社の注文商品を横奪したことは、誠実信用という法律原則に違反し、不正競争行為に該当する。従って、李雪源及び新大陸会社は、臨沂市公司及び金鷹会社に対して、賠償責任を負わなければならない。損害賠償金額の計算につき、臨沂市公司及び金鷹会社が1998年4月から12月まで自転車部門の利益損失額132万元を損害額として主張したが、こうした利益損失額は李雪源及び新大陸会社の不法行為による結果とはみなされないので、当法院は実際の状況を斟酌した結果、李雪源及び新大陸会社が連帯して、臨沂市公司及び金鷹会社に対し人民元15,000元の損害を賠償しなければならないと判断した。

山東人民法院の他の判断は正当であるから、上訴人の他の上訴理由を棄却する。

以上の通り、李雪源及び新大陸会社が臨沂市公司及び金鷹会社に人民元15,000元を賠償し、訴訟費用として李雪源及び新大陸会社が28,164元、李雪源及び新大陸会社が42,252元を負担するよう命じた。

5. 解 説

本件は、営業秘密（中国では「商業秘密」と呼ばれる）、不正競争及び競争禁止等の問題点が絡んでいるやや複雑なケースである。近年、急速に発展する中国において、有能な人材に対する需要が急激に増加してきたため、こうした紛争も増えてきた。本件の他、知的財産権分野における広東省人民法院が下した史上最高額900万人民元の損害賠償金の訴訟（原告：広東電纜部品公司、被告：広東電纜部品公司の元従業員である陳煙、李丹梅等及び佛山高連電纜部品公司）も本事案と争点を一にする。

日本と同様に、中国においては、営業秘密の保護が不正競争防止法（中国では、「反不正競争法」と呼ばれる）に規定されている。「反不正競争法」第10条によれば、以下の手段で権利者の営業秘密を利用することが禁止されている。

- （1）窃盗、誘引、脅迫その他の不正な手段で権利者の営業秘密を利用すること
- （2）第（1）項の手段で取得した権利者の営業秘密を開示、使用すること、または他人に使用させること
- （3）約定の違反、あるいは権利者の営業秘密保持要求に違反して、権利者の営業秘密を開示、使用すること、または、他人に使用させること
- （4）当該営業秘密について不正取得行為が介在したことを知ってその取得した営業秘密を使用、開示すること

権利者の営業秘密を侵害した場合、侵害者は損害賠償責任を負う。権利者の損害の計算が困難

な場合、賠償額は、侵害者が不法行為期間内に獲得したすべての利益額及び権利者が侵害行為の調査に費やした金額となる（反不正当竞争法第 20 条）。

秘密保持義務は営業秘密の存在を基礎とするものである。本事案において、臨沂市公司及び金鷹会社が挙げた営業秘密は、新商品展示会招待状と参加者名簿、管理職リスト、辞職報告、商業調査表、分析報告及び秘密保持規則等の情報である。しかしながら、臨沂市公司及び金鷹公司はこうした情報の秘密性を証明できず、かつ守秘措置を取らなかったため、山東高級人民法院及び最高人民法院は前記の情報を反不正当竞争法第 10 条に定義された営業秘密として認めなかった。営業秘密がないため、李雪源の守秘義務もないという判断が導かれている。

営業秘密の侵害が認められなくても、李雪源が行った製品の横取行為は、不正当竞争行為に該当すると判断された。この根拠は反不正当竞争法第 2 条にある。反不正当竞争法第 2 条によれば、不正当竞争行為とは、反不正当竞争法の規定に違反し、他の経営者の適法的な権益を侵害し、社会経済秩序を乱す行為である。条文の内容は抽象的である（営業秘密の禁止行為のような明確な定義がない）ので、根拠として簡単に引き上げられる一方、立証が困難という面も注意しなければならない。

本件においては、競業禁止義務につきもう一つ注目すべき点がある。臨沂市公司及び金鷹公司は、李雪源の退職により競業禁止義務が発生し、李氏が退職後直ちに新大陸公司を設立したことは明らかに競業禁止義務に違反すると主張していた。しかしながら、こうした主張は山東高級人民法院及び最高人民法院のいずれにも認められなかった。その理由は、「競業禁止」は労働者の就職権を侵害する程度が著しいため、一定の条件及び労働者の同意がなければ認められない、というものである。一定の契約条件とは、具体的には、会社が労働者と競業制限条項を約定する場合、労働者に一定金額の経済補償金を支給するということである。かかる経済補償については、現在の所これを強制する中央の規定は存在しないが、一部の地方規定や裁判例において認められつつある。また、一部の業界については、競業制限の期間は、長くても三年を超えてはならないといった規定もある（中国国家科学技術委員会が公布した「科学技術人員の移転にかかわる技術秘密管理に関する若干意見」第 7 条）。

6. 企業へのメッセージ

本件においては、臨沂市公司及び金鷹公司にある最大の敗因は、営業秘密性を立証できなかったことにある。立証を簡単にするために、社内の秘密管理措置を徹底し、かつ予め具体的に従業員義務及び賠償金額を明記した契約を従業員と締結することが望ましい。すなわち、「秘密保持契約」及び「競業禁止契約」等の契約の締結により、社員の関連義務をいっそう明確にしておけば、秘密の漏えい、または権利の侵害が行われた場合、これに伴う責任の追及及び立証に資すると思われる。

前述の通り、中国においては、競業禁止契約は法的には許されるが、一定の期限（地方により、制限される期間の長さが異なる）及び従業員への一定の補償金の要件を満たすべきという方向にまとまりつつあるといえるであろう。かかる競業禁止特約が無効となるリスクを考えれば、むし

る補償金規定を設ける前提で考えた方がよかろう。一方、競業禁止契約と異なり、秘密保持協議は期限の限定がない。営業秘密が存在する限り、義務者は、引続きその秘密保持義務を履行しなければならない。営業秘密の内容は、上記に説明した反不正競争法第 10 条の定義に基づいて、契約に明記した方がよいと考えられる。

秘密管理措置の徹底については、中国のみならず日本国内でもしばしば問題となる。設計図面や顧客名簿などの情報については、社内的に秘密保持義務を文書により周知し、当該情報自体及びその管理場所・媒体に秘密であることを明記し、物理的・電子的なセキュリティを設定しておくことが必須であろう。しばしば、顧客先や下請業者などに対して設計図面の交付が行われる場合があるが、そのような場合には、社内の出図承認手続を整備するとともに、交付先との間で秘密保持契約を締結しておくことが必要である。

以上

【事例】

1. 事件の性質

営業秘密侵害

2. 事件名、争点

営業秘密侵害訴訟における立証責任の負担について

3. 書誌的事項

第一審：上海第二中級人民法院

原告：光華サービス産業（中国）有限公司（以下は、「光華会社」という。）

被告：張立及び英派防虫有限公司（以下は、「英派会社」という。）

第二審：上海高級人民法院

控訴人：英派会社

被控訴人：光華会社

出典：中国知的財産局ウェブサイト (<http://sipo.gov.cn>)

4. 事件概要

(1) 事実概要：

2000年1月3日、原告光華会社は親会社である光華サービス産業有限公司（以下、「親会社」という。）とライセンス契約を締結し、親会社がアメリカ Service Master Company から譲渡された

「Terminix」除虫サービス技術を利用できるようになった。光華会社は親会社に35万ドルのロイヤルティーを支払った。

被告張立は、2000年4月10日から光華会社で防虫サービス部の部長として勤務し、同年4月23日、光華会社とトレーニング契約を締結した。当該契約では、張立がトレーニングをうけてから3年間は光華会社を退職することができないこと及び競業禁止等が定められた。同年8月1日、光華会社は張立と守秘契約を締結し、張立が光華会社の営業秘密に守秘義務を負うことに両者は合意した。2001年9月16日、張立は光華会社を退職した。

2001 年 3 月 30 日、光華会社は上海淘大食品有限会社（以下、「淘大会社」という。）と「虫害防止計画書」という一年契約を締結し、光華会社が淘大会社ビルの除虫サービスを請負うことになった。

2001 年 9 月 20 日、張立は王永昌と共同出資で英派会社を設立した。当該社の営業範囲は、室内クリーニング及び消毒除虫サービスである。同年 10 月、英派会社は淘大会社と「虫害コントロール計画書」を結んだ。当該契約の形式と内容の一部分は、「虫害防止計画書」と一致している。このようなことが起こったため、光華会社は張立と英派会社を相手取り、自社の営業秘密が侵害されることを理由に、上海市第二中級人民法院に対して、(1) 張立と英派会社が侵害行為を停止すること (2) 張立と英派会社が光華会社に経済損失 5 万元を支払うこと (3) 張立と英派会社が訴訟費用を支払うことを求めた。

(2) 被告側の答弁：

被告側の答弁は、概ね下記の 4 点が挙げられる。

- ① 英派会社が淘大会社と締結する契約は、英派会社が自ら作成するもので、光華会社の「虫害防止計画書」と重複している部分があるのは、偶然である。
- ② 英派会社が淘大会社に提供する除虫サービスは張立が自習した知識及び経験によるものであり、「Terminix」除虫サービス技術と関係ない。
- ③ 光華会社は張立が光華会社の営業秘密を盗んだことを立証できない。
- ④ たとえ英派が用いる技術は「Terminix」除虫サービス技術と関連があるとしても、「Terminix」除虫サービス技術は光華会社の営業秘密ではないため、英派の利用行為は不法行為に該当しない。

(3) 一審判決：

一審の裁判官は次のように判示した：

- ① 光華会社が提出したライセンス契約及び振込証明書などにより、光華会社が親会社に 35 万ドルのロイヤルティーを支払ったことは証明された。
- ② 「Terminix」除虫サービス技術は、様々な虫害に対して異なる防止及び対応方法を研究し開発された技術である。光華会社はこの技術を取得したことによって、防虫業界で優越的な地位を占めるようになった。光華会社は「Terminix」除虫サービス技術を公開せず、かつこの技術を第三者に漏らさないように、光華会社は被告張立と守秘契約を締結した。よって、「Terminix」除虫サービス技術は光華会社にとっては、「営業秘密」であることを認定すべきである。
- ③ 被告張立は光華会社に入社するまでに除虫に関する知識及び技術等はなかった。光華会

社で勤務した間に、被告張立は除虫部門に所属し除虫関連技術のトレーニングを受けた。従って、被告張立が習得した除虫技術は光華会社から得たことと判断せざるをえない。

- ④ 以上の事実からみれば、被告張立は英派会社の代表として淘大会社に除虫サービスを提供する際に、光華会社の営業秘密を使用した。そして、被告英派会社は被告張立が光華会社の営業秘密を持っていることを知っているにもかかわらず、張立が開示した光華会社の営業秘密を利用し、淘大会社にサービスを提供した。両者の行為は光華会社の営業秘密を侵害したと認定すべきである。よって、①被告張立及び被告英派会社は光華会社が所有する「Terminix」除虫サービス技術に関する営業秘密を侵害する行為を停止し②被告張立は光華会社に経済損失を1万元、被告英派会社は光華会社に経済損失を2万元支払い③本件の訴訟費用5,531元は、光華会社が2,354元を、両被告が共同に3,177元を負担すべきであると命じる。

(4) 二審判決

一審判決の後、英派会社は光華会社が営業秘密を所有している点及び被告張立が守秘義務を負うという一審判決の判断に不服にして、上海市高级人民法院に控訴を提起した。

上海市高级人民法院裁判官は次のように判示した。

「光華会社が提供したライセンス契約書及び振込証明書により光華会社が親会社に35万元ドルのロイヤルティーを支払ったことを認定した原審の判断は不当ではない…。また、信義則に基づいて、張立は光華会社を退職後も光華会社に在籍した間に獲得した光華会社の営業秘密を第三者に開示してはいけない。英派会社は技術の出处を説明せず、光華会社の営業秘密を使用しないことを立証できないため、原審の判断が妥当だと認定すべき…。」

5. 解 説

本件の焦点は営業秘密の侵害事件における立証責任の負担である。立証責任とは、争いのある事実についてどちらの側が立証しなければならないかという問題である。争いのある事実について真偽が不明の場合には、立証責任のある方に不利益な事実を認定することになる。民事訴訟では、最初の立証責任は原告にある。営業秘密侵害の訴訟では、被害者（すなわち営業秘密を侵害されたと主張する当事者）が、「加害者が使用している情報が自己の営業秘密と同一性又は類似性を有していること」及び「加害者が当該営業秘密を入手した方法」を証明しなければならない（「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」第5条）。しかしながら、「営業秘密の取得」は密かに行われるの一般的であるため、被害者は加害者の営業秘密を入手した方法侵害行為を証明するのは極めて困難である。そのため、この原則に厳しく従えば、被害者の勝訴の確率性が非常に低くなり、被害者の救済が十分に行えない。よって、中国においては裁判

例を通して、企業秘密が侵害された被害者の立証責任はある程度緩和される傾向が見られた。

本件もその例の一つである。本件の裁判官は、被告張立の侵害行為について、光華会社は被告張立が「いつ」、「どこ」、「如何なる方法」で営業秘密を盗用したことを一々証明することではなく、被告張立が営業秘密に接触（アクセス）する機会があったことを立証すればよいとした。さらに、被告英派会社が被告張立から得た情報を利用して財・サービスを得たという証明について、原告の光華会社に負担させず、英派会社に技術の出所を立証させるとされた。本件では、英派会社が自社の技術情報を合法的に入手したこと又は使用していることを証明できなかったため、英派会社の営業秘密侵害行為が認定された。

6. 企業へのメッセージ

現在、企業側の権利意識が高まっていて、従業員と秘密保守契約を締結する企業は多くなった。契約の締結はもちろん重要であるが、一旦権利侵害の行為が起こった場合、企業側が加害者の侵害行為を証明できるか否かのは、訴訟の勝敗に大きな影響を与える。従って、企業としては、日常から営業情報の秘密扱い（例えば、重要書類に丸秘をつけるなど。）及び従業員の営業秘密利用記録などの書類をきちんと保存するのは大事である。また、他社から転職してくる従業員につき、他社の営業秘密を持ち込ませないよう、その旨の宣誓書をとるなど、慎重な対策が必要な場合も多い。営業秘密の場合、その外縁が不明確である分、不正使用の立証が困難である一方、いったん不正使用が認められた場合には、本来自社が固有に有していた技術までもが他社の営業秘密に汚染されてしまい、結局事業全体を断念せざるを得なくなるといった事態も生じうるからである。

以上

【事例】

1. 事件の性質

ネガの同一性についての認定事件

2. 事件名、争点

事件名：撮影者によるネガ返還請求事件

争点：当事者の立証責任

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院

原告：汪海

被告：辛若谷（北京七彩撮影公司）

第二審：北京市高級人民法院

上訴人：第一審の原告

被上訴人：第一審の被告

出典：中華人民共和国国家知識産権局 (<http://www.sipo.gov.cn>)

4. 事件概要

（1）事実概要

原告はトラベル画報社のカメラマンであり、撮影業界では有名であった。これまで、原告は黄河の壺口滝、四川九峇沟等の名所を訪ね、多くの風景写真を撮影していた。

2000年の夏、被告は原告を訪ね、自社の出版予定のカレンダーのために、数枚の写真を提供しよう原告に要請した。そこで原告は、友人である李勇を伴って北京七彩撮影公司を訪れ、原告が撮影した11枚の風景写真のネガ（以下、「係争作品」という）を被告に交付した。被告はその後、原告に対し、もしこれらの写真がカレンダーに採用されることになれば報酬を支払う旨を約束した。しかし、その後数ヶ月が経過し、ようやく原告は被告から、これらの写真が採用されなかったことを告げられた。原告は被告に係争作品の返還を求めたが、被告は係争作品を返還し

ようとしなかった。

やむを得ず、原告は、２００２年７月、北京市第一中級人民法院に起訴し、被告が原告の係争作品を紛失した行為につき、経済損失８８００人民元の損害賠償を求めた。

（２） 被告の答弁

被告は、起訴状を受け取ってから答弁状を提出しなかったものの、立証期間内において、ネガを返還できると述べ、一審法院に１１枚のリバーサル・ネガを提出した。しかし、原告はこれらのネガは当時被告に渡したものと異なると主張した。

２００２年１０月９日、本件は一審法院において公開審理が行われた。まず、原告はその所属する会社より発行された証明書を提出した。その証明書には、「原告はかつて１９９６年９月に四川省九峇沟等に赴いて撮影を行ったが、それ以来２０００年６月まで、四川省に出張したことがなく、休日を取ったとしても連続して三日間を超えたことがない」と記載されていた。原告は、当該証明書をもって、九峇沟で撮影を行ったのは１９９６年９月だけであり、その時期はちょうど緑の多い時期であったが、被告が提供したネガにおいては、九峇沟に雪が積もっていることから、当初原告が被告に渡した係争作品とは異なるものであると主張した。これに対し、被告は、現在では自分の所属する会社からこのような証明書をもらうのは容易であり、しかも、当該証明書によれば、原告が１９９６年９月に九峇沟を訪れたことは証明できるが、原告が九峇沟に一度しか行かなかったことは証明できないと主張した。

また、原告は次のように主張した。すなわち、「係争作品はすべて富士ベルビア、感光度５０度のフィルムを使ったものであって、しかも、この種のフィルムの最適用途は風景撮影であると主張した。しかし、被告が法院に提出したフィルムはすべてEPPやEPR等複数の種類のKodakフィルムであって、しかも、これらのフィルムはしばしば工業製品の撮影またはアマチュア撮影に用いられるものであるから、自分は絶対風景撮影には使わない」と主張した。これに対し、被告は、どういうフィルムを使用するかはカメラマンの選択であるから、本件とは関係ないとした。

なお、原告の友人李勇は、「２０００年６月２２日、原告が被告に係争作品を渡すとき、自分もその場で係争作品を見たし、係争作品の撮影品質は一流であった。しかし、被告が法院に提出した１１枚のネガは、原告のレベルとは遥かに差があり、カレンダーに使用できるようなものではない」と証言した。これに対し、被告は、いかなるカメラマンであってもレベルの低い作品を撮影することはあり得るから、李勇の証言はこれらのネガが原告の撮影によるものではないことを証明できないとした。

（３） 一審判決及び二審判決

２００２年１１月６日、北京市第一中級人民法院は以下の通り判示した。

①原告の所属する会社の発行した証明書は、原告が１９９６年９月に九峇沟で風景撮影を行った

ことを証明することはできるが、原告が九砦沟にたった一回しか行かなかったことを証明することはできない。

②証人李勇の証言は、原告が被告に係争作品を渡したことを証明することはできるが、係争作品の具体的内容を証明することはできない。

③原告は、被告が提出した11枚のネガの真実性を否定しようとするならば、被告に渡した係争作品の具体的内容について立証責任を負う。すなわち、原告は撮影場所、フィルムの種類、ネガ数量等について、立証責任を負うことになる。しかし、原告はこれらについて立証していない。以上の理由に基づき、北京市第一中級人民法院は、原告の請求を棄却した。

原告は、上記一審判決を不服として、北京市高級人民法院に上訴した。しかし、上訴審においても、原告はその主張を証明するための十分な証拠を提出することができなかったため、北京市高級人民法院は、2003年4月に最終審判決を下し、原告の上訴を棄却し、一審判決を維持した。

5. 解 説

本件は、撮影作品の記録物体であるネガが当初原告から被告に渡したものであるか否かに関し、当事者の立証責任を巡って争われた事件である。

当事者の立証責任に関して、従来の「民事訴訟法」¹⁶及び「民事訴訟法の適用に関する意見」¹⁷においては、明確な規準となるべき規定が存在しなかった。しかし、今回「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」¹⁸が公布・施行されたことにより、立証責任の概念・効果がより明確になったといえる。本件は、人民法院がまさに当該規定に基づいて判決を下したものであるから、注目に値する。

当事者の立証責任については、民訴法64条1項において、「当事者は自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負う」と定められている。さらに、規定2条において、「当事者は、自ら提出した訴訟請求の根拠となる事実または相手方の訴訟請求に対する反論の根拠となる事実について、証拠を提供して証明を行わなければならない。当事者の事実主張を証明するに、証拠がない、または証拠が不十分である場合は、立証責任を負う当事者が不利な結果を負う」と定められている。本件において、原告は、被告の提供した11枚のリバーサル・ネガは自分が当初渡したものであると主張した。しかしながら、原告は、自らの主張を証明するための十分な証拠を提供することができなかったため、結局、訴訟請求は棄却されている。

6. 企業へのメッセージ

¹⁶ 1991年4月9日、全人代可決。以下においては、「民訴法」と略称する。

¹⁷ 1992年7月14日、最高人民法院審判委員会可決。中国語による全称は「最高人民法院關於適用〈中華人民共和國民事訴訟法〉若干問題的意見」という。以下においては、「意見」と略称する。

¹⁸ 2001年12月6日、最高人民法院審判委員会可決、2002年4月1日施行。以下においては、「規定」と略称する。

この事件で問題となっているのは、著作権ではなく、所有権である。すなわち、原告が主張しているのは有体物としてのネガの所有権に基づく返還請求であって、無体財産としての著作権に基づく請求ではない。しかし、所有権と著作権との関係を意識するための好例であるのと、立証責任に関する人民法院の判断は参考になると思われるので、今回紹介することとした。

この事件から、中国においても、立証責任の負担が結論に直接影響することがわかる。もちろん、原告と被告とがそれぞれの範囲で立証責任を負担するのかという問題については、一律に明確な基準を立てられるものではなく、最終的にはケース・バイ・ケースの判断となるであろうが、それは日本でも同じである。しかし、立証責任を意識して訴訟活動を遂行すること、また紛争となった場合の立証責任を意識して現実の取引や契約並びにその管理を行うことが重要である点は、中国も日本と同じなのである。

中国の場合、とかく裁判所による職権調査の範囲が広いというイメージがあるため、ほぼ完全な当事者主義を採る日本の場合と比較すると立証責任の問題を軽視しがちであるが、同様の注意が必要である。

以上

索引

か
管轄, 60, 75
鑑定, 2, 3, 4, 12

き
行政機関, 53, 87

け
刑事責任, 97

こ
工商行政管理局, 30, 32, 44, 52, 55, 56, 73,
国家工商行政管理局, 33, 49, 52, 53, 68, 72,
74, 75, 49
混同, 27, 41, 48, 50, 51, 53, 60, 64, 65,
67, 93

さ
差止, 14, 16, 17, 18, 20, 29, 47, 63, 81,
85

し
時効, 12, 13, 14, 15
実施, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 13, 17, 18, 19,
26, 49, 68, 81, 82, 83, 86, 87, 88, 89,
97, 101
周知, 27, 48, 49, 50, 67, 104
商業秘密, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105,
106, 107, 108
使用許諾, 37, 70, 92
商標局, 39, 40, 43, 55, 57, 60, 68
商標法, 27, 29, 36, 37, 38, 41, 42, 45, 48,
49, 50, 52, 53, 56, 59, 60, 61, 67, 68,
72, 73, 75, 88
新規性, 5, 6, 87

人民法院, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10,
11, 12, 13, 14, 16, 17, 19, 22, 23, 24,
25, 26, 27, 28, 29, 30, 33, 37, 38, 39,
40, 41, 44, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53,
55, 56, 57, 59, 61, 63, 67, 71, 72, 73,
75, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 86, 87,
88, 90, 91, 94, 95, 97, 99, 100, 101, 102,
103, 105, 106, 107, 109, 110, 111, 112

ち
知識産権局, 19, 20, 22, 23, 25, 26, 51, 55,
94, 109
著作権, 27, 37, 48, 49, 50, 77, 78, 79, 80,
81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90,
91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 111, 112
著作権法, 27, 78, 79, 81, 82, 83, 84, 85,
86, 87, 88, 89, 91, 92, 93, 96, 97
著名商標, 35, 58, 59, 60, 61, 62, 71, 72,
73, 74, 75

と
特許権, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 18, 19, 26
特許法, 1, 9, 10, 11, 13, 14

の
ノウハウ, 101

は
馳名商標, 35, 64, 65, 67, 69
罰金, 44
パリ条約, 35
反不正当竞争法, 53, 63, 66, 69, 101, 102,
103, 104

ひ

秘密保持義務, 99, 103, 104

ほ

包装, 2, 3, 20, 27, 33, 34, 43, 44, 45, 47,
48, 49, 50, 51, 52, 68, 71, 72, 73, 74
保証, 59

み

民事訴訟法, 14, 38, 49, 73, 111

も

模倣, 21, 25, 27, 44, 49, 75, 84

[特許庁委託]

中国の知的財産権侵害

判例・事例集

[著者]

アンダーソン・毛利法律事務所

[発行]

日本貿易振興機構 経済分析部

〒105-8466 東京都港区虎ノ門 2-2-5

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2004 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2004 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

